

一般財団法人日本ボクシングコミッションルール
(一部抜粋)

前文

財団法人日本ボクシングコミッションは昭和27年4月2日、日本でおこなわれるすべてのプロボクシングを統轄するために1国1コミッションの理念のもとに設立された。以後、ボクシング界と世論の支持を受けて着実な歩みを続け、昭和53年10月13日、財団法人(旧文部省主務官庁)となった。そしてまた、平成20年12月に施行された「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」およびこれに関連する法律にもとづき、一般財団法人日本ボクシングコミッション(以下「JBC」という)となり、更なる発展を遂げている。

この間世界のボクシングは時代の推移と共に日々進化し、ボクシングがスポーツマンシップに則っておこなわれるべきことが、ますます求められている現状であることに鑑み、今回、従来のJBCルールを全面的に改訂し、整備することとした。今後、JBCは1国1コミッションの理念を維持しつつ、日本国内においてJBCの管轄の下でおこなわれるすべてのプロボクシングを、このルール(以下「本ルール」という)にもとづいて運営、管理する。

JBCは、ボクシングがスポーツであることを改めて自覚し、フェアプレイの精神とひとえに真摯なプロフェッショナル・ボクシングの倫理を尊重し、全てのボクシング試合がスポーツマンシップの下でおこなわれるべきであることを追求するとともに、ボクシング界及び社会秩序を不正に破壊する行為に対しては毅然とした態度をもって臨むことをここに宣明する。

第1章 総則

第1節 目的

第1条（本ルール之目的）

本ルールは、JBCの組織およびJBCの管轄のもとでおこなわれるプロボクシングの公式試合の管理、運営に関する基本的事項を定めることにより、プロボクシングの健全な運営と発展を図ることを目的とする。

第2節 JBC

第2条（日本ボクシングコミッション）

JBCは、我国におけるプロボクシングの試合（公式試合会場におけるスパーリングおよび慈善試合を含む）を統括し、その管轄のもとでおこなわれるプロボクシングの試合（公式試合会場におけるスパーリングおよび慈善試合を含む）を管理、統轄する権能を有する。

第3条（コミッショナー）

JBCコミッショナー（以下「コミッショナー」という）はプロボクシングの試合の認証に関する事項をおこなう。

第4条（理事長）

- 1 JBCの理事長（以下「理事長」という）はJBCの業務を統括する。
- 2 理事長の下す裁定、裁決並びに制裁措置は最終決定とする。ただし、JBCからライセンスの交付を受けた者（以下「ライセンス所持者」という）は、本ルールの定めるところにより、当該裁定、裁決並びに制裁措置についてJBCに不服を申し立てることができる。

第5条（統括本部長・本部事務局長・地区事務局長）

- 1 JBCの統括本部長は、理事長の指揮を受け、理事会が定める運営方針に従い、JBCの管轄のもとでおこなわれるプロボクシングの試合に関する事務を統括する。
- 2 JBCの本部事務局長および地区事務局長は、理事長および統括本部長の命を受けて、別途定める地区においてJBCの管轄のもとでおこなわれるプロボクシングの試合に関する事務を執行する。

第6条（公告）

JBCに関する公告は、JBCが発行する「BOXING広報」に掲載しもしくはJBCのホームページによってこれをおこなう。

第2章 ライセンス

第1節 ライセンスおよびライセンス所持者

第7条 (ライセンスの発行)

- 1 JBCは本ルールの前項第1号から第12号のライセンスを発行する。
 - ① ボクサーライセンス
 - ② マネージャーライセンス
 - ③ トレーナーライセンス
 - ④ セCONDライセンス
 - ⑤ プロモーターライセンス
 - ⑥ マッチメーカーライセンス
 - ⑦ クラブオーナーライセンス
 - ⑧ スーパーバイザーライセンス
 - ⑨ インспекターライセンス
 - ⑩ レフェリーライセンス
 - ⑪ リングアナウンサーライセンス
 - ⑫ タイムキーパーライセンス
 - ⑬ コミッションドクターライセンス
- 2 前項第8号ないし同第12号のライセンスを得た者を試合役員という。
- 3 ライセンスはボクサーライセンスを除き成年者に対して与えられる。
- 4 JBCは、ライセンス所持者に対して別途定めるところに従ってライセンス証を発給する。
- 5 JBCは、ライセンスの取得および喪失または変更に関する事項を公告しなければならない。

第8条 (ライセンス所持者等のルール・諸規則遵守義務)

- 1 ライセンスはコミッショナーの名で発行し、発行の手續およびライセンス証の発給に関する事務はJBCの各地区事務局が理事長の承認を得て執行する。
- 2 ライセンス所持者およびその関係者は、本ルールおよびこれに付随する諸規則を遵守する義務を負う。
- 3 ライセンスの得喪変更に関する事項については、本ルールに定めるほか、JBC資格審査委員会規則によるものとする。
- 4 ライセンス所持者に対する制裁に関する事項については、本ルールに定めるほか、別途定める倫理規程および制裁規程によるものとする

第9条 (ライセンスの意義)

- 1 JBCのライセンスを所持していない者は、JBCの管轄のもとでお

こなわれるプロボクシングの試合（公式試合場におけるスパーリングおよび慈善試合を含む）に関与すること、および試合の興行に関する契約の当事者となることができない。

- 2 ライセンスはこれを他人に貸与または譲渡することはできない。
- 3 ライセンス所持者の代理人は、JBCから要請がある場合、JBCに対し、代理権を証する書面を提示または提出しなければならない。
- 4 ライセンス所持者はJBCの管轄のもとでおこなわれるボクシングの試合会場（控室等附属施設を含む）においては常にライセンス証を携行しなければならない。

第10条（ライセンスの申請）

- 1 ライセンスの申請をする者は、JBCに対し、ライセンス申請書および住居証明書、その他のJBCが定める書類を提出しなければならない。
- 2 未成年者がボクサーライセンスの申請をする場合は、前項に定める書類等のほか、親権者または監護権者等の法定代理人の承諾書を提出しなければならない。
- 3 すべてのライセンスは申請者の能力と実績とにもとづいて交付される。
- 4 短期滞在の在留資格（観光ビザ）により来日した外国人ボクサーは、ライセンスの交付を受けることができない。

第11条（ライセンス兼任の禁止）

- 1 ライセンス所持者は次項に定める場合を除き、2種類のライセンスを同時に所持することはできない。
- 2 クラブオーナーライセンス所持者（以下「クラブオーナー」という）は、プロモーターライセンスまたはマネージャーライセンスを同時に所持することができる。ただし、クラブオーナーライセンスのほかにプロモーターライセンスとマネージャーライセンスの2つのライセンスを同時に所持することはできない。

第12条（他のスポーツライセンスとの兼用禁止）

- 1 他のプロスポーツまたは他の格闘技関連団体に関与もしくは従事する者は、JBCによる特別の許可のない限り、ライセンスの交付を受けることはできない。
- 2 すべてのライセンス所持者は、JBCによる特別の許可がない限り、他のプロスポーツまたは他の格闘技関連団体に関与もしくは従事すること（非公式試合への出場を含む）はできない。

第13条（ライセンス料）

- 1 ライセンス所持者（コミッションドクターライセンス所持者を除く）は、JBCに対し別途定めるライセンス料を支払わなければならない。

- 2 ライセンス料は公告しなければならない。

第14条（ライセンスの有効期間）

- 1 すべてのライセンスの有効期間は、毎年1月1日を基準日とし、その日から起算して1年間とし、その年の12月31日をもって満了する。
- 2 前項の期間中に取得した者のライセンスは同項の期間満了日を以って満了する。
- 3 ライセンス所持者は第1項の期間が満了する前にJBCに対し申請をすることによってライセンスの更新を請求することができ、その請求があった場合有効期間は1年間更新される。ただし、JBCは特別の事情がある場合に限り、翌年への更新を拒否することができる。
- 4 ライセンスの更新を申請するボクサーは、JBCに対し、申請日以前1ヵ月以内に原則としてコミッションドクターライセンス所持者（以下「コミッションドクター」という）によって作成された健康診断書を提出しなければならない。
- 5 ライセンスの更新手続に関する事項は公告しなければならない。

第15条（ライセンス所持者に対する制裁措置）

- 1 JBCは、ライセンス所持者について本ルールまたは別途定める倫理規程に違反する行為があったと認めるときは、所定の手続を経て、必要と認める制裁等の措置を講ずることができる。
- 2 JBCが前項に定める制裁等の措置を講じたときはその内容を公告しなければならない。

第2節 ボクサー

第16条（ボクサーライセンス）

- 1 ボクサーライセンスは当該ボクサーが所属するボクシングジムを通じて申請され、本ルールに定めるテストに合格したボクサーに対して発行するライセンスであり、次の3種類とする。
C級ライセンス
B級ライセンス
A級ライセンス
- 2 ライセンスの進級基準は別途定めるところによる。

第17条（ボクサーライセンスの申請）

- 1 ボクサーライセンスの申請者は、JBCが実施するプロボクサーテスト（以下「プロテスト」という）に合格しなければ、ライセンスの交付を受けない。
- 2 プロテスト合格判定基準は別途JBCが定める。
- 3 プロテストの種類は、次のとおりとする。

- ① C級テスト
プロテスト合格判定基準に従いC級テストに合格した者は、C級ライセンスを取得することができ、4回戦までの試合に出場することができる。
 - ② B級テスト
プロテスト合格判定基準に従いB級テストに合格した者は、B級ライセンスを取得することができ、6回戦までの試合に出場することができる。
 - ③ A級テスト
能力、実績等が著しいボクサーであり、プロテスト合格判定基準に従いA級テストに合格した者に対し、JBCはA級ライセンスを与えることができ、A級ライセンス所持者はすべての試合に出場することができる。
- 4 初めてボクサーライセンスの申請をする者は、原則として、C級テストを受験しなければならない。ただし、アマチュアボクシングの試合出場経験者は、一般社団法人日本ボクシング連盟による資格証明にもとづき、審査の上、プロボクサーとして十分な技量を有すると認められた場合に限り、C級テストを免除される。
 - 5 アマチュアボクシングの試合出場経験者で、一般社団法人日本ボクシング連盟による資格証明にもとづき、審査の上、プロボクサーとして特別な技量を有すると認められた者は、B級テストを受験することができる。
 - 6 JBCは、プロテスト合格判定基準を公告しなければならない。

第18条（プロテストの受験資格）

- 1 プロテストの受験資格は、次のとおりとする。
 - ① 年齢が16歳以上34歳以下であること。
 - ② JBCのクラブオーナーライセンス所持者であるオーナーを置くボクシングジムに所属していること。
 - ③ コミッションドクターによる健康診断に合格していること。
- 2 未成年者がプロテストを受験する場合は、親権者または監護権者等の法定代理人の承諾書を提出しなければならない。
- 3 16歳でプロテストに合格したボクサーは、17歳になるまで試合に出場することが出来ない。
- 4 JBCは、プロテストに合格した者の氏名、所属ジムおよび階級を公告しなければならない。

第19条（プロテストのための健康診断）

- 1 前条第1項3号に定める健康診断の内容は、次のとおりとする。
 - ① 視覚検査
 - ② 聴力検査
 - ③ 血液検査
 - ④ 血圧検査

- ⑤ 尿検査
- ⑥ B型肝炎検査
- ⑦ 胸部X線検査
- ⑧ 頭部CTスキャナー検査。

2 前項の規定にかかわらず、30歳以上の受験者は、頭部CTスキャナー検査に代わり、頭部MRI検査を受けなければならない。

第20条（リングネーム）

- 1 ライセンスを所持するボクサー（以下、「ボクサー」というときはJBCライセンスを所持するボクサー）をいう。ただし文脈上別の意味を有するときはそれに従う）は、原則として、本名を用いる。ただし、次の各号を遵守する場合に限り、JBCの承認を得て、リングネームを用いることができる。
 - ① リングネームは、10文字以内とする。ただし、本名が10文字以上の場合はこの限りではない。
 - ② 下記に該当するリングネームは認めない。
 - ㊦ 既に使用されているリングネーム、またはこれらと紛らわしいリングネーム。
 - ㊧ 我が国のボクシング史上、特に著名なボクサーと同じリングネーム。
 - ㊨ 著名な人物等の名称と同じリングネーム。
 - ㊩ 公序良俗に反すると考えられるリングネーム、または侮辱的であるとみなすことができるリングネーム。
 - ㊪ 明らかに営利のための広告宣伝を目的として、企業の商号、商品名等と同じである名称を付していることとみなされ、かつリングネームとしてふさわしくないもの。
 - ㊫ 明らかに広報布教を目的として、特定の宗教団体の名称、商品名等と同じである名称を付していることとみなされ、且つリングネームとしてふさわしくないもの。
 - ㊬ その他リングネームとしてふさわしくないリングネーム。
- 2 JBCは、前項により承認したリングネームを公告しなければならない。

※ 以下は内規として規定

- ① リングネームは全てにおいて審議の対象とし、社会的モラルなどが欠落していると判断した場合、届け出のあったリングネームは認めないものとする。ボクシングの品位を傷つけ、あるいはあまりにも常識を逸脱していると考えられるものについては、一切その申請を認めない。
- ② リングネームに使用できる文字は、漢字・片仮名・ひらがなの3種類とし、英語や数字は不可とする。ただし、来日外国人選手に関してはこの限りでない。
- ③ リングネームを用いる場合、漫画やアニメのキャラクター、実在す

る人物、実在する会社名、歴史上の人名を使用することは不可とする。ただし、実在する人物や会社の許可があり、選手本人がその会社に勤めていたり、スポンサーであったりした場合は、この限りではない。

第21条（ボクサーの年齢制限）

- 1 ボクサーの年齢は、原則として17歳以上36歳以下とする。
- 2 ボクサーライセンスは、次の各号の場合を除き、ボクサーが37歳に達した時に自動的に失効する。
 - ① 現役のチャンピオンの場合。ただし、タイトルを喪失したときはそのライセンスは自動的に失効する。
 - ② ボクサーが新人王戦、各種トーナメント等で勝ち進んでいる場合。ただし、当該トーナメント等で敗退したときはそのライセンスは自動的に失効する。

第22条（ボクサーライセンスの再交付）

- 1 次の各号に掲げる者は、37歳に達した後であっても、最終試合から3年以内に限り、ボクサーライセンスの再交付を申請することができる。
 - ① 過去において日本チャンピオン、東洋太平洋チャンピオン、WBOアジアパシフィックチャンピオン、世界チャンピオンであった者。
 - ② 37歳に定める年齢に達する前の5年間のうちに世界タイトルに挑戦した経験を有する者
 - ③ 37歳に達した時にJBCの認める認定団体による世界ランキングの15位以内にランクされている者。
- 2 ボクサーライセンスの再交付を受けた者は、当該年度中にタイトルマッチまたはタイトルマッチに準ずる試合、その他価値のある試合をおこなう見込みがある場合に限り、ライセンスの更新を申請することができる。ただし、当該ライセンスを交付された選手については、その試合内容を出場毎に吟味し、ライセンスの延長を判断する
- 3 前2項の申請をおこなう者は、コミッションドクターの特別診断（頭部MRI、神経学的な診断を含む）を受けなければならない。
- 4 第1項および第2項による申請があった場合、JBCは資格審査委員会に審議を要請することができる。
- 5 資格審査委員会は、別途定める手続により事案について審議し、当該ボクサーについて健康管理上の支障がなく、かつ、当該ボクサーが当該年度中にタイトルマッチまたはタイトルマッチに準ずる試合その他価値のある試合をおこなう見込みがあると認めるときは、ライセンスの再交付または更新の許可をすることができる。

第23条（ライセンスの取消等）

- 1 JBCは、ボクサーについて健康管理上の問題があると判断した場合には、JBCの資格審査委員会に対し、当該ボクサーに対するライセ

ンス更新の不許可またはライセンス取消し等に関する審議を要請することができる。

- 2 資格審査委員会は、別途定める手続により、事案について審議し、当該ボクサーについて健康管理上の支障があるものと認めるときは、ライセンス更新の不許可またはライセンスの取消し等の処分をすることができる。

第24条（公式試合および海外試合への出場）

- 1 ボクサーが公式試合に出場する場合は、事前にJBCの許可を得ることを必要とし、いかなるボクサーもJBCによる許可のない試合（公式試合場におけるスパーリングを含む）に出場してはならない。
- 2 ボクサーが海外において試合をおこなう場合はJBCの別途定める手続に従い許可を得なければならない。

第25条（契約違反に対する制裁措置）

- 1 プロモーターとの間に試合に出場する契約をしたボクサーが、当該試合に欠場した場合、当該ボクサーは自動的に60日間のライセンス停止処分を受ける。ただし、コミッションドクターにより負傷または病気であると診断された場合等、正当な理由がある場合を除く。
- 2 前項の場合において、試合を欠場したボクサーについて特に悪質な事情が認められるときは、JBCは、当該ボクサーに対し、60日間以上のライセンス停止またはライセンス取消し等の処分をすることができる。
- 3 JBCは前項に定めるところによりライセンス停止もしくは取消等の処分をおこなったときはその旨を公告しなければならない。

第26条（出場停止）

- 1 ボクサーは、試合が終了した日の翌日から起算し、2週間を経過しなければ、次の試合に出場することはできない。
- 2 ノックアウトまたはテクニカルノックアウトされたボクサーは、原則として、試合が終了した日の翌日から起算し、90日を経過しなければ、次の試合に出場することはできない。
- 3 前項に該当するボクサーは、コミッションドクターによる診断を受けた上で、JBCによる特別の許可がある場合には、前項の期間を短縮して次の試合に出場することができる。ただし、この場合も、前項の期間を60日以下に短縮することはできない。
- 4 4回連続して負けたボクサーおよび3回連続してノックアウトまたはテクニカルノックアウトされたボクサーは、試合が終了した日の翌日から起算して120日を経過し、コミッションドクターの頭部CTスキャナー検査を含む精密検査に合格しなければ、次の試合に出場することはできない。来日外国人ボクサーも同様とする。
- 5 JBCは、出場を禁止されたボクサーについては、その氏名、所属ジム、禁止期間および理由を公告しなければならない。

第27条（硬膜下血腫等）

- 1 ボクサーが試合中または練習中のダメージ等にもとづきコミッションドクターから頭蓋内出血（硬膜下血腫等）と診断された場合、当該ボクサーのライセンスは自動的に失効する。
- 2 ボクサーが試合中または練習中のダメージ等にもとづき意識不明となった場合、JBCは当該ボクサーに対し、引退勧告をする場合がある。

第28条（コミッションドクターの診断）

- 1 ボクサーは、計量の際にコミッションドクターの検診を受け、試合出場に支障が無いかどうかの診断を受けなければならない。
- 2 試合に出場したボクサーは、試合が終了した後、直ちに、コミッションドクターの診断を受けなければならない。
- 3 試合に臨席しているコミッションドクターによってCTスキャナー検査が必要と診断されたボクサーは、当該CTスキャナー検査に合格しなければ、以降、試合に出場することができない。

第3節 マネージャー

第29条（マネージャー）

- 1 マネージャーライセンスは、ボクサーとの間にマネジメント契約を締結することができ、契約の当事者であるボクサー（以下「契約ボクサー」という）の利益を守るため第123条に定める業務をおこなうための資格を付与するライセンスである。
- 2 マネージャーライセンス所持者（以下「マネージャー」という）は、セコンドライセンスを所持していなくとも、契約ボクサーのセコンドを務めることができる。
- 3 マネージャーは、JBCに対し、契約ボクサーの健康状態を報告する義務を負う。

第4節 トレーナー

第30条（トレーナー）

- 1 トレーナーライセンスは、ボクシングジムにおいて当該ジムに所属するボクサーのトレーニングを指導・監督する資格を付与するライセンスである。
- 2 トレーナーライセンス所持者（以下「トレーナー」という）は、マネージャーと契約し、そのマネージャーの契約ボクサーのトレーニングを指導、監督することができる。
- 3 トレーナーは、セコンドライセンスを所持していなくとも、前項の契約ボクサーのセコンドを務めることができる。

第31条（専属トレーナー）

- 1 すべてのボクシングジムは、少なくとも1名の専属トレーナーを置かなければならない。
- 2 専属トレーナーは、所属するボクシングジムのクラブオーナーの承諾を得た場合を除き、他のボクシングジムまたは他のマネージャーと契約することはできない。
- 3 専属トレーナーが他のボクシングジムに所属するボクサーのセコンドをする場合は、事前に、JBCに対してその旨を届け出なければならない。

第5節 セコンド

第32条（セコンド）

- 1 セコンドライセンスは、ボクサーを補助もしくは助言を与え、またはトレーナーを補佐する資格を付与するライセンスである。
- 2 セコンドライセンス所持者（以下「セコンド」という）は、ボクシングジムにおいて、ボクサーのトレーニングの指導、監督に関してトレーナーを補佐することができる。
- 3 セコンドは、試合に臨んで、ボクサーを補助し、また、ボクサーに対して助言を与えることができる。

第33条（セコンドの人数）

- 1 前条第3項に定めるところに従い、公式試合に臨場できるセコンドは、3名以内とし、うち1名をチーフセコンドとし、試合開始に先立ってチーフセコンドの氏名を担当レフェリーまたはJBCに提出しなければならない。
- 2 前項のセコンドのうちリング内に入ることのできるセコンドは1名とする。

第6節 プロモーター

第34条（プロモーター）

- 1 プロモーターライセンスは、JBCの管轄下における試合ないし興行をプロモートする資格を付与するためのライセンスである。
- 2 プロモーターライセンス所持者（以下「プロモーター」という）は、ボクシングを深く理解し、十分な社会的信用を保持し、かつ、試合をプロモートするに足る能力を有する者であって、日本国籍または日本国における永住権を有する者でなければならない。
- 3 プロモーターライセンスを申請する者は、原則として、ライセンスを有するクラブオーナー、プロモーターまたはマネージャーの2名以上の保証人を必要とする。ただし、ライセンスを更新する場合はこの限

りではない。

- 4 JBCは、プロモーターライセンスを交付するにあたって必要があると認める場合には、ライセンス申請者に対し、第2項に定めるプロモーターの資格を証明する資料の提出を求めることができる。

第35条（プロモーターの責務）

- 1 プロモーターは、試合をプロモートするにあたり、次の各号に定める責務を負う。
 - ① 反社会的勢力の排除に協力し、ボクシング界のクリーンなイメージ向上に努めること。
 - ② 本ルール第85条に定められたリングおよびその付帯設備を用意すること。
 - ③ 本ルール第97条に定められたグローブを興行に必要な員数分用意すること。
 - ④ 試合会場にボクサーおよび試合役員の控室、プレスルーム並びに医務室を設置し、担架を装備すること。
 - ⑤ ボクサーや観客の体調および安全に配慮し、試合会場の空調・環境管理をし、AED（自動体外式除細動機）を常備すること。
 - ⑥ 試合役員席、ジャッジ席および記者席をリングに最も近い位置に設けること（コミッション席およびジャッジの着席位置前方のエプロンには、原則として広告等を目的としたマット等をおいてはならない）。
 - ⑦ 十分なる数のバケツ、水、氷、キャンバス用の粉末樹脂、並びにセコンドおよびボクサー用の椅子その他試合に必要な物品を用意すること。
 - ⑧ 女子の試合をおこなう場合は、特に女子試合ルール第2条および第3条を遵守すること。
 - ⑨ 試合出場選手の緊急時に備え搬送先病院の確保することおよび所轄消防署への事前連絡に協力すること。
 - ⑩ 第102条に定める計量には、日本政府検定済みの台秤または棹秤を用意し、健康診断と計量が終了するまで立ち会うこと。
 - ⑪ 試合において負傷したボクサーの治療に対応すること。
 - ⑫ 外国人ボクサー、随行者および試合役員の招聘に際して、JBCに対し必要書類を提出すること。
 - ⑬ 招聘した外国人ボクサー、随行者および試合役員の国内滞在中の行動について責任を負うとともに、これら関係者の出入国の状況をJBCに対し速やかに報告すること。
 - ⑭ 外国人ボクサーに適当なるトレーニング施設を用意すること。
 - ⑮ 試合開始の少なくとも3時間前から終了までの間、試合会場の最も見易い場所に第2条に定めるJBCの試合許可証を掲示すること。
 - ⑯ 試合終了後7日以内に、JBCに対し、興行報告書を提出すること。
- 2 プロモーターは、その業務の一部を、JBCライセンスを所持する第

三者に委託することができる。

第36条（会場責任者としての責務）

プロモーターは、試合会場を管理する責任者として、日本国法令並びに本ルールおよび会場規約等の関係諸規定を遵守するとともに、次の各号に定める事項について適切に対処しなければならない。

- ① 観客による騒擾行為や試合会場内での暴行、窃盗等の犯罪行為に対する対応
- ② 観客の怪我や病気に対する対応
- ③ 酔客等、秩序を乱す観客に対する対応
- ④ 立ち入り禁止区域への関係者以外の立ち入りに対する対応
- ⑤ 鳴り物の使用等、過度の応援および観客によるトラブルに対する対応
- ⑥ 防災および防火に対する対応
- ⑦ 所轄警察署に対する事前連絡等の対応

第37条（世界タイトルマッチのプロモート）

プロモーターは、第78条にもとづいておこなわれる世界タイトルマッチをプロモートするときは、36条に定める責務のほか次の各号に定める責務を負う。

- ① JBCの承認する世界タイトルマッチ認定団体の契約書その他必要書類をJBCに提出すること。
- ② 報道機関、JBC等各関係者用の入場証を作成し提供すること。
- ③ 世界タイトルマッチに係る以下の公式行事の実施に協力すること。
 - ㊦ JBCの承認する世界タイトルマッチ認定団体の定める予備計量
 - ㊧ 予備検診
 - ㊨ 調印式
 - ㊩ ルールミーティング
 - ㊪ 公式計量
 - ㊫ その他認定団体における公式行事への協力・参加
 - ㊬ 各種報道機関による試合報道への配慮と協力

第38条（リターンマッチ条項の禁止）

プロモーターは、タイトルマッチの契約書において、リターンマッチ等、将来の試合を保証する条項を規定してはならない。

第39条（ボクサーとの交渉、試合報酬の支払い）

- 1 プロモーターは、ボクサーに対し、試合終了後速やかに、試合報酬を支払わなければならない。
- 2 プロモーターは、ライセンスのないボクサーまたはライセンス停止中のボクサーと直接、間接たるを問わず一切の交渉をしてはならない。

第7節 マッチメーカー

第40条 (マッチメーカー)

- 1 マッチメーカーライセンスは、プロモーターの依頼にもとづき出場ボクサーの対戦相手を斡旋し、試合を組む資格を付与するライセンスである。
- 2 マッチメーカーライセンスを申請する者は、ボクシングジムにおいて相当の期間、マッチメーカーの経験を積んだ者でなければならず、原則としてマッチメーカーライセンス所持者2名以上の推薦を必要とする。ただし、ライセンスを更新する場合はこの限りではない。
- 3 マッチメーカーライセンス所持者は出場ボクサーの対戦相手のマネージャーとの間に試合に関する条件の交渉、試合契約書の作成、ボクサーの移動、宿泊の手配等試合の実施のための庶務事項並びに外国人ボクサーのためのビザ取得等の手配をおこない、JBCに必要書類を提出しなければならない。

第8節 クラブオーナー

第41条 (クラブオーナー)

- 1 クラブオーナーライセンスは、ボクシング協会に加入しているボクシングジムのオーナーであってJBC理事会の承認を得た者に対して発行されるライセンスである。
- 2 クラブオーナーライセンスは、日本プロボクシング協会に加盟し、協会の理事会の承認を経て、協会からの推薦状を添えて申請された者に対して交付される。
- 3 クラブオーナーは、ジムにおいては、良好な練習環境と、練習生・選手の健康と安全をはかり、ボクシングを通じてスポーツマンシップを教示するものとする。
- 4 クラブオーナーは、マネージャーライセンスまたはプロモーターライセンスのいずれか1つを同時に所持することができる。

第9節 スーパーバイザーおよびインスペクター

第42条 (スーパーバイザー)

- 1 スーパーバイザーライセンスは、公式試合において試合が本ルールに従っておこなわれることを管理・監督する資格を付与するライセンスである。
- 2 公式試合には、1名以上のスーパーバイザーを置く。
- 3 スーパーバイザーライセンス所持者(以下「スーパーバイザー」という)は、本ルール並びに国際試合においては認定団体のルールに精通し、かつ、すべての関係当事者から中立の立場にある者でなければな

らない。

第43条（スーパーバイザーの職務）

- 1 スーパーバイザーは、次の各号に定める職務をおこなう。
 - ① 試合が公正におこなわれるよう管理、監督すること。
 - ② ボクサーの安全防護を図ること。
 - ③ ボクサーの試合出場許可証を確認すること。
 - ④ 審判員の裁定に疑義がある場合には、審判員に確認を求め、また、必要がある場合には、審判員に対して助言を与えること。
 - ⑤ スコアカードに不備または誤りがないかを点検し、集計すること。
 - ⑥ タイムキーパーの報告により試合終了タイムを確認すること。
 - ⑦ 判定の結果をアナウンサーに伝えること。
 - ⑧ 不測の事態により試合を続行することが困難である場合には、試合を続行するために必要な措置を採ること。
- 2 スーパーバイザーは、審判員の判断を尊重し、審判員による裁定を最終のものとしなければならない。

第44条（インスペクター）

インスペクターライセンスは、スーパーバイザーを補佐し、各種検査・試合の進行を担当する資格を付与するライセンスであり、インスペクターライセンス所持者はボクシングの試合の準備・検査および試合の進行並びに試合終了後における諸事務をおこなう。

第10節 審判員

第1款 通則

第45条（審判員）

- 1 審判員とは、レフェリーおよびジャッジのことをいう。
- 2 審判員は、ボクシングの実際的経験を有し、またはボクシングに関する相当の知識を有し、かつ、本ルールに精通し、すべての関係当事者から中立公正な立場にある者でなければならない。
- 3 審判員が本ルールの適用を誤り、または審判をする上で重大な過失を犯した場合には、当該審判員はライセンスの停止、取消し等の処分を受ける。
- 4 公式試合の運営にあたって必要があるときは、当該公式試合のスーパーバイザーの許可を得て、審判員としての十分な経験を有すると認めうるJBCの事務局員が臨時に審判員を務めることができる。

第46条（審判員のクラス）

審判員のライセンスの種類は次のとおりとし、JBCは審判員の経歴、能力などに応じてこれに各級の資格を与える。

- ① C級ライセンス
C級の審判員は、原則として、4回戦までの試合に従事することができる。
- ② B級ライセンス
B級の審判員は、原則として、6回戦までの試合に従事することができる。
- ③ A級ライセンス
A級の審判員は、すべての試合に従事することができる。

第47条（審判技術の研究）

審判員は、毎月1回以上、または適宜会合して、審判技術の向上を図り、審判ルール上、およびルールに規定されていない審判上の問題等について研究しなければならない。

第48条（健康診断の義務）

審判員は、JBCの指示により、コミッションドクターによる健康診断を適時受けなければならない。

第2款 レフェリー

第49条（レフェリー）

- 1 レフェリーライセンスは、試合が本ルールに従っておこなわれることを管理し、試合の勝敗判定をおこなう資格を付与するライセンスである。
- 2 レフェリーライセンス所持者（以下「レフェリー」という）は、その担当する試合をストップする唯一の権限をもち、その決定者である。
- 3 レフェリーは、リング内において、本ルールにもとづいて試合を公正に管理し、また、ボクサーおよびセコンド等に対して指揮、命令する権限を有する。
- 4 レフェリーは、その担当する試合において、本ルールに規定されていない事項についても裁定することができる。

第50条（レフェリーの職務）

レフェリーは、次の各号に定める職務をおこなう。

- ① ボクサーの安全防護を図ること
- ② 本ルールが遵守されるよう試合を管理すること
- ③ ボクサーまたはセコンドに対し、必要な注意または指示を与え、試合が円滑かつ公正におこなわれるよう努めること

第3款 ジャッジ

第51条（ジャッジの職務）

- 1 ジャッジはレフェリーライセンスを所持する者の中から選定する。

- 2 ジャッジはJBCの選定にもとづきJBCが選任するものとし、レフェリーを補佐して、ボクサー、セコンド等のルール違反行為に対して警告を与えることができる。
- 3 ジャッジは、試合中、ラウンド中または休憩中であることを問わず、第86条第1項に定める試合担当役員以外の何人とも一切会話をしてはならない。

第52条（ジャッジ）

- 1 ジャッジは、試合中、観客席から離れてリングサイド最前列の中央に着席し、試合の推移を冷静かつ公正に観察し、両ボクサーの優劣を本ルールに則って判断し、また本ルールに従って採点し、これをスコアカードに記入する。
- 2 ジャッジは、ラウンド間のインターバル中、必要があれば、レフェリーに進言することができる。また、レフェリーから質問を受けたときには、その質問に答えなければならない。
- 3 ジャッジは、レフェリーから通告された反則による減点については、必ず採点に加えなければならない。
- 4 ジャッジは、ボクサーの反則行為等について、レフェリーが認めるか否かにかかわらず、自らの判断により自己の採点に加えることができる。

第11節 リングアナウンサー

第53条（リングアナウンサー）

- 1 リングアナウンサーライセンスは、試合に関するアナウンスをする者の資格を付与するライセンスである。
- 2 リングアナウンサーライセンス所持者（以下「アナウンサー」という）は公正かつ中立的立場に立って試合をアナウンスしなければならない。
- 3 アナウンサーによってアナウンスされた事項はすべてJBCの記録の一部となる。

第12節 タイムキーパー

第54条（タイムキーパー）

- 1 タイムキーパーライセンスは、試合に関する計時をおこなう資格を付与するライセンスである。
- 2 タイムキーパーライセンス所持者は、試合中、リングサイドの最前列に着席し、正確なストップウォッチによってすべての計時を厳正におこなわなければならない。

第13節 コミッションドクター

第55条 (コミッションドクターの職務)

- 1 コミッションドクターライセンスは、ボクサー、レフェリーおよび試合役員の健康を管理する者の資格を付与するライセンスである。
- 2 コミッションドクターライセンスは、スポーツ医学ないしボクシング医学に精通した医師の中から J B C が委嘱し、その任期は定めないものとする。
- 3 コミッションドクターによる診断のみが J B C の公式のものとなる。
- 4 コミッションドクターは、本ルールおよび J B C 医事規則に則って職務を遂行しなければならない。
- 5 コミッションドクターは、次の各号に定める職務をおこなう。
 - ① ボクサー、レフェリーおよび試合役員の定時または臨時の診断をすること
 - ② 新たにライセンスの申請をしようとするボクサー、レフェリーおよび試合役員の診断をすること
 - ③ 診断の結果、ボクサーを試合に出場させることが適当でないと判断した場合には、直ちに J B C にその旨を報告し、かつ一定期間の出場停止を勧告すること
 - ④ 試合前日の公式計量に立会い、ボクサーの身体検査をおこなうこと
 - ⑤ 試合中は、リングサイドの最前列に着席し、レフェリーの要請があれば負傷ボクサーの診断の結果を報告し、万一緊急事態が起こった場合には応急の処置をとること
 - ⑥ 試合中、ボクサーに試合を続行させることが適切でないと判断した場合、レフェリーおよび J B C に試合中止を勧告すること
 - ⑦ 試合終了後、速やかにボクサーの試合診断報告書を J B C に提出すること

第3章 公式試合

第1節 公式試合

第56条（公式試合の意義等）

- 1 公式試合とは、観客に公開される会場において、ライセンスを有するプロモーターにより主催され、出場するすべてのボクサー、そのマネージャー、関与するマッチメーカー、セコンドおよび試合役員がライセンスを所持し、かつ、JBCが承認した試合をいう。
- 2 一旦公式試合として承認された場合でも、その後に承認を取り消すべき事由が生じたときは、JBCは、その承認を取り消すことができる。
- 3 すべての公式試合は、本ルールに則っておこなわれる。ただし、世界およびJBCの認めた地域タイトルマッチにおいては、JBCが承認することにより、当該認定団体の試合ルールを採用することができる。
- 4 公式試合における戦績は公式戦績となる。
- 5 公式試合場におけるスパーリングは、公式記録には含まれない。
- 6 JBCは、公式試合の日程およびその記録を公告しなければならない。

第57条（ラウンド数）

公式試合の興行総ラウンド数は、原則として、興行される各試合のラウンド数の合計が男子試合、女子試合に関係なく32ラウンド以上50ラウンド以下とする。ただし、JBCによる特別の許可がある場合には、この限りではない。

第2節 日本タイトルマッチ

第58条（JBCとタイトルマッチ）

- 1 JBCは、プロモーターの申請を受け、次条に定める要件を充足したと認める公式試合を日本タイトルマッチと認定する。
- 2 JBCは、日本タイトルマッチにおける勝者を日本チャンピオンと認定する。

第59条（タイトルマッチの要件）

- 1 タイトルマッチとは、チャンピオンとタイトル挑戦有資格者とが双方ともに正規ウエイトで対戦し、かつ、JBCが承諾した10回戦以上の試合をいう。
- 2 一旦タイトルマッチとして認定された試合でも、当該ボクサーの責任により当該ボクサーをランキングから除外すべき事由が生じたときは、JBCは、その認定を取り消すことができる。

第60条（チャンピオンの種類）

下記の17階級にそれぞれ1名のチャンピオンを置く。

- ① ミニマム級
- ② ライト・フライ級
- ③ フライ級
- ④ スーパー・フライ級
- ⑤ バンタム級
- ⑥ スーパー・バンタム級
- ⑦ フェザー級
- ⑧ スーパー・フェザー級
- ⑨ ライト級
- ⑩ スーパー・ライト級
- ⑪ ウェルター級
- ⑫ スーパー・ウェルター級
- ⑬ ミドル級
- ⑭ スーパー・ミドル級
- ⑮ ライト・ヘビー級
- ⑯ クルーザー級
- ⑰ ヘビー級

第61条（チャンピオンと階級）

- 1 1人のボクサーが同時に2階級のチャンピオンとなることは認められない。
- 2 2階級を制覇したチャンピオンは、2つ目のタイトルを獲得した日から10日以内に、いずれか1つのタイトルを返上しなければならない

い。

- 3 2階級を制覇したチャンピオンが自らタイトルの返上をしない場合、軽い階級のタイトルが自動的に剥奪される。
- 4 日本チャンピオンが本章第3節にもとづいて世界チャンピオンとなった場合は、すみやかに日本タイトルを返上しなければならない。

第62条（防衛戦の義務）

- 1 チャンピオンは、6ヵ月に1回以上、その階級のランキング12位以内のボクサーを選択し、当該ボクサーを対戦相手として防衛戦（以下「選択試合」という）をおこなわなければならない。
- 2 選択試合においてチャンピオンとなった者は、4ヵ月以内にランキング1位のボクサー（以下「指名挑戦者」という）またはこれに準ずる者と防衛戦（以下「指名試合」という）をおこなわなければならない。ただし、指名挑戦者が試合をおこなえない場合、JBCは、ランキング上位者から下位者へ順次、指名挑戦者の適格者を指名することができる。
- 3 チャンピオンは、初の防衛戦に勝利した後は、12ヵ月に1回以上、指名試合をおこなわなければならない。ただし、指名挑戦者が試合をおこなえない場合には、JBCは、ランキング上位者から下位者へ順次、指名挑戦者の適格者を指名することができる。
- 4 チャンピオンが前3項の義務を履行しない場合、JBCは、チャンピオンのタイトルを剥奪することができる。ただし、チャンピオンがコミッションドクターにより負傷または病気であると診断された場合等、正当な理由のある場合は除く。
- 5 チャンピオンは、第2項および第3項の防衛戦の期限（以下「指名期限」という）の2ヵ月前までに選択試合その他の試合をおこなう場合、事前にJBCの承認を得なければならない。
- 6 ボクサーは、指名試合および空位決定戦に出場するためには、原則として、当該階級に少なくとも2ヵ月以上ランクされていなければならない。ただし、過去1年以内に当該階級のランキングボクサーに当該階級のウェイトで勝利した実績を有するボクサーは、JBCの承認により、指名試合および空位決定戦に出場することができる。

第63条（指名試合の忌避）

- 1 指名試合を忌避した指名挑戦者は、以後6ヵ月間、日本タイトルに挑戦することができない。ただし、コミッションドクターにより負傷または病気であると診断された場合等の正当な理由がある場合を除く。
- 2 指名挑戦者が指名試合を忌避した場合、ランキング選考において不利益な事情として考慮される。ただし、コミッションドクターにより負傷または病気であると診断された場合等の正当な理由がある場合を除く。
- 3 前2項において、指名挑戦者がノンタイトル試合をおこなうことは正当な理由とは認められない。

第64条（指名期限の猶予）

- 1 JBCは、チャンピオンが指名試合をおこなわないことにつき、正当な理由（コミッションドクターにより負傷または病気であると診断された場合等）があると認める場合には、指名期限を猶予することができる。
- 2 前項において、チャンピオンが選択試合その他の試合をおこなうことは正当な理由とは認められない。
- 3 指名期限の猶予は、原則として45日を超えてはならない。
- 4 指名期限を延長しておこなわれた指名試合の勝者は、当初の指名期限から起算した期限までに、次の指名試合をおこなわなければならない。

第65条（OPBF加盟国ボクサーのタイトル挑戦）

- 1 OPBF加盟国のボクサーで、JBCによりタイトル挑戦の資格があると認められた者は、日本タイトルに挑戦することができる。
- 2 OPBF加盟国のボクサーが日本タイトルを獲得した後に出国した場合、当該ボクサーは出国と同時に自動的にチャンピオンの資格を失う。
この場合、当該タイトルは空位となる。
- 3 OPBF加盟国のボクサーが世界ランカーとして来日する場合、世界ランカーに認められている日本タイトル挑戦者としての優先的扱いはしないこととする。
空位決定戦の場合も同様とする。

第66条（タイトルの移動）

- 1 タイトルマッチにおいて、チャンピオンがオーバーウエイト（第104条第2項の定めによる）の場合、タイトルは空位となる。
- 2 タイトルマッチにおいて、チャンピオンがオーバーウエイトで、正規ウエイト（第104条第1項の定めによる）の挑戦者に敗れた場合、タイトルは挑戦者へ移動する。
- 3 タイトルマッチにおいて、チャンピオンが正規ウエイトで、挑戦者がオーバーウエイトの場合、チャンピオンは、当該試合をタイトルマッチとしておこなうか否かを選択することができる。
- 4 前項の定めによってチャンピオンが当該試合をタイトルマッチとしておこなうことを選択し、当該試合に勝利した場合、タイトルを防衛したものとみなす。チャンピオンが当該試合をタイトルマッチとしておこなうことを選択し、当該試合に敗れた場合、タイトルは空位となる。
- 5 第3項の定めによってノンタイトルマッチを選択した場合、チャンピオンが正規ウエイトで敗れた場合、タイトルは空位となる。

第67条（暫定チャンピオン）

- 1 現にチャンピオンであるボクサー（以下本条において「正規チャンピオン」という）がコミッションドクターにより負傷または病気であると診断された場合等、正当な理由により第62条に定めるタイトル防衛戦をおこなえない場合、JBCは、その決定により、暫定チャンピオンを置くことができる。
- 2 前項により決定された暫定チャンピオンは、暫定チャンピオンのタイトル獲得後原則として4ヵ月以内に、正規チャンピオンと興行上対等の条件で正規チャンピオンを決定するための試合（以下「統一戦」という）をおこなわなければならない。
- 3 正規チャンピオンが統一戦に出場できないときは、JBCは暫定チャンピオンを自動的に正規チャンピオンとして認定する。
- 4 暫定チャンピオンが統一戦に出場できないときは、暫定チャンピオンのタイトルは消滅する。
- 5 統一戦において正規チャンピオンが勝利した場合は、タイトルを防衛したものとみなし、暫定チャンピオンが勝利した場合はタイトルを防衛したものとみなす。
- 6 統一戦が引き分けであった場合、双方のボクサーが共に防衛したものとみなし、双方のボクサーがその地位にとどまる。

第68条（空位決定戦）

- 1 チャンピオンによるタイトルの返上等の理由でタイトルが空位となった場合、新チャンピオンの決定戦（以下「空位決定戦」という）は、原則として、タイトルが空位となった日から2ヵ月以内に、JBCの指名する2者によっておこなわれる。
- 2 日本チャンピオンが世界チャンピオンになった場合も前項と同様とする。
- 3 空位決定戦の勝者は、3ヵ月以内に、JBCの指名する者と初防衛戦をおこなわなければならない。

第69条（地区チャンピオン）

JBCは第5条に定める地区事務局長の判断により管轄地区に地区チャンピオンを認めることができる。

第3節 日本ユースタイトルマッチ

第70条（JBCと日本ユースタイトルマッチ）

- 1 JBCは、プロモーターの申請を受け、次条に定める要件を充足したと認める公式試合を日本ユースタイトルマッチと認定する。
- 2 JBCは、日本ユースタイトルマッチにおける勝者を日本ユースチャ

ンピオンと認定する。

第71条（ユースタイトルマッチの要件）

ユースタイトルマッチとは、ユースチャンピオンとユースタイトル挑戦有資格者が双方とも正規ウエイトで対戦し、かつ、JBCが承認した8回戦の試合をいう。

第72条（年齢制限）

17歳以上24歳未満とする。24歳の誕生日を迎えた者はタイトル挑戦資格なし。

第73条（階級）

JBCルール第60条（チャンピオンの種類）に同じ。（17階級）

第74条（指名試合）

ユースチャンピオンはタイトル獲得後、または防衛戦に勝利した後は、9ヵ月に1回以上、JBC選手権委員会が指名挑戦者として指定したボクサーと指名試合をおこなわなければならない。正当な理由なく指名試合をおこなわない場合、JBCはユースチャンピオンのタイトルを剥奪することができる。

第75条（タイトルの期限）

ユースチャンピオンが24歳の誕生日を迎えた時点でタイトルは空位となる。ただし、指名試合期限が24歳の誕生日を超える場合はその指名試合期限までに1回限り防衛戦をおこなうことができる。

第76条（暫定チャンピオン）

ユースチャンピオンは、怪我等いかなる理由で防衛戦をおこなえない場合でも暫定チャンピオンを置くことはできない。その場合ユースタイトルは空位となる。

第77条（タイトル返上）

ユースチャンピオンが日本タイトル等、ユースタイトルより上位のタイトルを獲得した場合は、すみやかにユースタイトルを返上しなければならない。

第4節 世界王座認定団体等との関係

第78条（世界チャンピオンの承認及び認証等）

JBCは世界王座認定団体として公認されている団体等（以下「認定団体等」という）が定める世界チャンピオンシップ、世界選手権試合およびランキングを承認し、認証すること（以下「承認等」という）

ができる。

第79条（世界選手権試合の参加の承認）

- 1 JBCは、認定団体等が統括する世界選手権試合にJBCのライセンスを保持するボクサーが参加することを承認することができる。
- 2 前項の試合にボクサーを参加させようとするプロモーターは当該試合に関する契約書の写しをJBCに提出しなければならない。

第80条（安全および健康管理）

JBCは前項の承認等をおこなったときは、本ルールおよび認定団体等が定めるルールに従ってボクサーの安全および健康管理等について、当該世界選手権試合の主権者に対する助言をおこなう。

第81条（認定団体等のルールの尊重）

JBCは認定団体等との間にそれぞれのルールおよび規則に対する認識を共有し、相互にこれを尊重しなければならない。

第82条（統一戦）

JBCは認定団体等との統一戦については、両陣営がおこなった協議にもとづいて、JBCルールもしくは当該認定団体等のルールの何れかが適用されるかを事前に承認し、これに従って当該試合をおこなう。ただし、JBCは、当該認定団体等と協議してローカルルールを定め、これに従って当該試合をおこなうことができる。

第4章 階級およびランキング

第1節 階級

第83条（階級とウエイト）

- 1 第60条に定める階級のウエイトのリミットは、次の各号のとおりとする。
 - ① ミニマム級
105ポンド（47.62キロ）以下
 - ② ライト・フライ級
105ポンド超え108ポンド（48.97キロ）まで
 - ③ フライ級
108ポンド超え112ポンド（50.80キロ）まで
 - ④ スーパー・フライ級
112ポンド超え115ポンド（52.16キロ）まで
 - ⑤ バンタム級
115ポンド超え118ポンド（53.52キロ）まで
 - ⑥ スーパー・バンタム級
118ポンド超え122ポンド（55.34キロ）まで
 - ⑦ フェザー級
122ポンド超え126ポンド（57.15キロ）まで
 - ⑧ スーパー・フェザー級
126ポンド超え130ポンド（58.97キロ）まで
 - ⑨ ライト級
130ポンド超え135ポンド（61.23キロ）まで
 - ⑩ スーパー・ライト級
135ポンド超え140ポンド（63.50キロ）まで
 - ⑪ ウェルター級
140ポンド超え147ポンド（66.68キロ）まで
 - ⑫ スーパー・ウェルター級
147ポンド超え154ポンド（69.85キロ）まで
 - ⑬ ミドル級
154ポンド超え160ポンド（72.57キロ）まで
 - ⑭ スーパー・ミドル級
160ポンド超え168ポンド（76.20キロ）まで
 - ⑮ ライト・ヘビー級
168ポンド超え175ポンド（79.38キロ）まで
 - ⑯ クルーザー級
175ポンド超え200ポンド（90.72キロ）まで
 - ⑰ ヘビー級
200ポンド超え無制限
- 2 試合出場契約書に記載されているウエイトと第102条第5項に従って計量したウエイトを比較してその増加が8%を越えたボクサーに対しては、JBCは試合日、氏名、所属ジムおよび増加したウエイトおよびそのパーセンテージを明示して、公告することにより階級の変更

を勧告するものとする。

第84条（ウエイトの異なるボクサー同士の試合）

- 1 試合は、原則として同じ階級に属するボクサー同士によっておこなう。
- 2 同じ階級に属するボクサーによる試合であっても、両者のウエイト差が次の各号に定める制限を超える場合は、JBCによる特別の許可を必要とする。

① 112ポンドまで	3ポンド
② 112ポンドを超え118ポンドまで	4ポンド
③ 118ポンドを超え126ポンドまで	5ポンド
④ 126ポンドを超え135ポンドまで	6ポンド
⑤ 135ポンドを超え147ポンドまで	7ポンド
⑥ 147ポンドを超え160ポンドまで	8ポンド
⑦ 160ポンドを超え175ポンドまで	10ポンド
⑧ 175ポンドを超え	制限無し

第2節 ランキング

第85条（ランキング）

- 1 JBCは、毎月1回、原則としてその月の各階級のボクサーランキングを決定し、発表する。尚、タイトル挑戦権は12位までにランキングされたボクサーがそれを有する。（ロジカルコンテンダー）
- 2 世界ランキングはJBCが認める世界タイトル認定団体（15位まで）が、OPBFランキングはOPBFが、WBOアジアパシフィックランキングはWBOアジアパシフィックが、OPBF加盟国及びWBOアジアパシフィック加盟国ランキングはその国のコミッショナーがそれぞれ定めるものをもって公式のランキングとする。
- 3 何人も、JBCの定める公式ランキング以外のランキングを試合の宣伝等に公式のものとして使用することはできない。
- 4 JBCは、ランキングを公告しなければならない。

第5章 試合の管理

第1節 リング

第86条（リング）

- 1 リングは、次の各号に定める条件を備えなければならない。
 - ① リングは正方形でワンサイドのロープの内側が、原則として18フィート（5.47メートル）以上24フィート（7.31メートル）以内であること。
 - ② フロアーは、水平で、厚さは原則として2.5インチ（6.3センチ）以下のフェルトもしくは畳または同じ程度の柔らかい下敷きを置き、その上をキャンバスで覆うこと。
 - ③ リングは、フロアー平面から測ってそれぞれ18インチ（0.46メートル）、29インチ（0.74メートル）、41インチ（1.04メートル）、52インチ（1.32メートル）の高さに強く張った4本の直径1インチ（2.5センチ）以上のロープで囲われ、ロープの角にパットを当てがうこと。
 - ④ ロープの外側のプラットホームは、2フィート（0.61メートル）の幅をもつこと。
 - ⑤ 赤と青のコーナーを向かい合って設け、その他の2コーナーをニュートラルコーナーとすること。
 - ⑥ 赤と青のコーナー並びに一方のニュートラルコーナーには取り外しのできる階段を設けること。
 - ⑦ リングの高さは、建物の床または地面より4フィート（1.22メートル）以内とすること。
 - ⑧ リング上の照明はJIS規格Z9127（3000ルクス）に準ずる明るさを保つものとする。
- 2 JBCは、前項各号に定める条件を満たさない場合であっても、安全管理上支障がないものと判断したときには、試合を許可することができる。
- 3 プロモーターは、リングの設置について、第1項各号に定める条件を遵守するとともに、試合が円滑におこなわれるよう最善を尽くさなければならない。

第2節 試合担当役員

第87条（試合担当役員の指名）

- 1 JBCは公式試合につき、試合毎に以下に定める者からなる試合担当役員を指名する。
 - ① スーパーバイザー…… 1名以上
 - ② レフェリー…… 1名
 - ③ ジャッジ…… 3名
 - ④ アナウンサー…… 1名

- ⑤ タイムキーパー…………… 1名以上
 - ⑥ コミッションドクター… 2名（リングサイドに1名、医務室に1名を置く）
- 2 前項第1号ないし同第5号に定める者はすべてJBCのライセンスを保持する者でなければならない。
 - 3 JBCは当該試合役員の能力と実績を勘案しライセンス交付の決定をおこなう。
 - 4 各試合における審判員の担当割り当ては、JBCが決定する。オーナー・プロモーター・マネージャーは試合役員の選任およびその報酬の決定に関与してはならない。

第88条（守秘義務）

- 1 試合役員は、自己の関与した試合であるか否かを問わず、職務上知りえた内容について、守秘義務を負うものとする。
- 2 試合役員は、自己の関与の如何を問わず、職務上知りえた内容について、マスコミ等のメディアを通じて自己の意見を表明しようとする場合は、事前にJBCの許可を得なければならない。
- 3 試合役員は、試合会場以外の場所においても、常に中立的な立場を保持しなければならない。

第3節 試合ラウンド数

第89条（ラウンド数）

- 1 公式試合のラウンド数は、4回戦、6回戦、8回戦、10回戦、12回戦の5種類とする。ただし、JBCは例外として、5回戦による公式試合を認めることができる。
- 2 日本タイトルマッチは、原則として10回戦でおこなう。
- 3 世界タイトルマッチ、JBCの認める地域タイトルマッチは、その認定団体の規定によっておこなう。
- 4 ノンタイトルマッチは、原則として、10回戦を超えておこなってはならない。
- 5 公式試合場におけるスパーリングは、原則として6回戦までとする。

第90条（試合ラウンド）

- 1 1ラウンドの時間は3分間とし、各ラウンドの間に1分間のインターバルを置く。
- 2 各ラウンドの終了を知らせるゴングが鳴った時に当該ラウンドは終了するものとし、インターバルは、当該ラウンドに含まれない。
- 3 両ボクサーおよびレフェリー以外の者は、何人もラウンド中にリング内に入ることはできない。いずれかのボクサーのセコンドが、ラウンド中にリングに入った場合、該当するボクサーを失格とすることができる。

第91条（ラウンド数の変更禁止）

試合が開始された後は、ラウンド数を延長または短縮することはできない。

第92条（試合間の休憩時間）

試合間の休憩時間は、JBCによる特別の許可がない限り、10分間を超えてはならない。

第4節 試合出場ボクサー

第93条（ファイティングスピリット）

試合に出場するボクサーは、試合において常に自己の能力を最大限に発揮して全力で戦わなければならない。

第94条（試合における遵守事項）

試合に出場するボクサーは、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- ① 試合出場許可証を持参し、インスペクターに提示すること。
- ② 試合開始の1時間前までに選手控室に入ること。
- ③ 試合前および試合中に、アルコール類その他の刺激剤を使用しないこと。
- ④ 試合中はコンタクトレンズを装用しないこと。
- ⑤ 試合中はレフェリーの許可なくしてリングを去らないこと。
- ⑥ 前号の許可を得た場合であっても、次のラウンド開始前にリングに戻らないときは、失格となる。
- ⑦ 両ボクサーは、最終ラウンド開始の前に握手（グローブを合わせる）をすること。
- ⑧ 両ボクサーは、前号に定める場合のほかは試合中に握手（グローブを合わせる）をしてはならない。
- ⑨ いかなる場合でも、レフェリーに命じられたときには、速やかにリングから退去すること。

第95条（欠格事由）

次の各号に該当するボクサーは、試合に出場することができない。

- ① 試合進行の妨げとなるおそれのある髪型（長髪、ヒゲ等を含む）の者。
- ② 入れ墨など観客に不快の念を与える風体の者。
- ③ 急性・感染性疾患（感冒、ヘルペス、流行性結膜炎など）に罹患している者。
- ④ オーバートレーニング、過度の減量などにより健康状態が不良である者。

- ⑤ コミッションドクターが視力等に支障があると診断した者。
- ⑥ コミッションドクターによる診断の結果にもとづくコミッションドクターの勧告に応じない者。
- ⑦ その他コミッションドクターが試合に不適格であると認定した者。
- ⑧ 選手が自立で計量器に臨めない者。
- ⑨ その他試合出場に相応しくない者。

第5節 薬物等の使用禁止

第96条（薬物等の使用禁止）

ボクサーおよびセコンドは、試合中、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- ① 試合前および試合中は、アルコールまたは他の刺激物を使用してはならない。
- ② ワセリンその他の油脂類は、最小限の適当な防護処置と認められる場合に限り、スーパーバイザー、レフェリーの許可を得て使用することができる。
- ③ 有害または悪臭を発する薬品類を使用してはならない。
- ④ 試合中リングサイドでの使用が認められるのは、水、ワセリン、氷、アドレナリン1/1000溶液またはコミッションドクターにより許可された同一種類のもの、粘性テープ、ガーゼ、綿、綿棒、タオル、鋏に限られる。

第97条（ドーピングの防止）

JBCの管轄のもとでおこなわれる試合に出場するボクサーは、リングにおける自らの能力を増強もしくは減衰させる麻薬、薬剤、薬物を摂取しもしくは身体に塗布してはならない。

第6節 グローブの準備

第98条（試合用のグローブ）

- 1 試合に使用されるグローブは、すべてJBCが許可し、検査に合格したものでなければならない。
- 2 タイトルマッチにおいて使用されるグローブは、未使用のものでなければならない。
- 3 試合に使用されるグローブは原則として両ボクサーとも同一メーカーで同一種類のものとし、赤コーナーは赤のグローブ、青コーナーは青のグローブを使用するなどして両選手の見分けがつくようにしなければならない。

第99条（グローブの重量）

- 1 試合に用いるグローブの重量は、次のとおりとする。
 - ① ミニマム級からスーパー・ライト級まで…8オンス（227グラム）
 - ② ウェルター級からヘビー級まで…10オンス（283.5グラム）
- 2 公式試合におけるスパーリングの場合、前項の規定は適用されない。
- 3 グローブの皮革の部分の重量は、内部の詰物の重量より軽くなければならない。

第100条（グローブの装着）

- 1 グローブを装着するにあたってグローブの紐はグローブ手首部分の外側（手の甲側）で結んだ上、その上をテープで巻き、全ての紐が露出しないようにしなければならない。
- 2 グローブを折り、しぼり固め、もしくはねじ曲げ、尻に敷いたり、壁を叩くなどして詰物を移動させ、またはグローブの外部を傷つけたり、凹凸をつけたりしてはならない。
- 3 試合が開始された後であってもレフェリーは前2項に違反したボクサーに対し本ルールを遵守して装着するよう命ずることができる。

第7節 バンテージ

第101条（バンテージ）

- 1 バンテージは、JBC認定の柔らかい布製のものでなければならない。
- 2 バンテージのサイズは、幅2インチ（5.1センチ）、長さ10ヤード（9.14メートル）を超えてはならない。
- 3 ボクサーは、バンテージ装着後、インスペクターの検査を受け、その許可を得なければならない。
- 4 ボクサーは、バンテージの内部に異物を巻きこみ、もしくはバンテージを捻じったりする等、加工をしてはならない。バンテージは拳・手首等の保護以外の目的を逸脱することをしてはならない。
- 5 ボクサーは、バンテージを安定させるために、片方の手に幅1インチ（2.5センチ）、長さ6フィート（1.83メートル）の粘着性テープを使用することができる。ただし、粘着性テープをナックルパートに使用してはならない。

第8節 服装

第102条（服装等）

ボクサーは、服装に関して、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- 1 ボクシングシューズは、^{くるぶし} 踝を覆い、かつ、スパイクのない柔らかい、踵のないものを使用しなければならない。
- 2 トランクスは、股下の長さ15センチ以上で膝上までのズボン状のものでなければならない。JBCは、モラルに反するトランクスの着用を認めないことがある。
- 3 ボクサーは自己の責任において安全と認めたノーファウルカップを着用しなければならない。ノーファウルカップはあくまで下腹部の急所を守る為の装着具であるので、ノーファウルカップを臍上より過度に持ち上げる等、有効打の範囲である腹部の防具とならないよう装着しなければならない。スーパーバイザー、インスペクター、レフェリーおよびJBC試合役員は、試合前または試合中にかかわらずノーファウルカップの装着位置について対戦相手側に不利益を生じさせるおそれがあるときは、装着位置の是正もしくは再装着を命じる事が出来る。
- 4 ボクサーは試合中、マウスピースを使用しなければならない。また試合に臨む際は、2つ以上のマウスピースを用意しなければならない。
- 5 ボクサーはリング内において前4項に掲げるもののほか、いかなる装具も着用してはならない。ただし、試合が開始される前にガウンおよび帽子を着用することを妨げない。
- 6 服装が毀損した場合であっても、レフェリーの指示がない限り、これを修繕してはならない。

第9節 計量

第103条 (計量)

- 1 計量は、JBCがおこなう。何人もこれに干渉することはできない。
- 2 計量器は、原則として日本政府検定済みの台秤または棹秤で、JBCの公認したものをを用いるものとし、プロモーターは、原則として次項に定める正規計量時刻の遅くとも2時間前までに、計量に用いる計量器を用意する。
- 3 試合に出場するボクサーは、JBCの発行した計量通知書を持参し、マネージャーまたはその代理人とともにJBCが指定した時刻（原則として、試合前日の概ね午後1時から午後4時の間）に、JBCが指定した場所へ出頭し、JBC事務局職員の立会いのもとに体重を計量しなければならない。
- 4 ボクサーは、原則として計量直前にコミッションドクターによっておこなわれる健康診断を受け、これに合格しなければ、計量を受けることはできない。
- 5 JBCは、ボクサーが、第3項の計量後、調整のためその他の事由により急激に体重の増加もしくは減少を来し、安全防護上必要と認めるときは、試合当日の再計量を指示することができる。試合当日の再

計量に関する運用は別途定める「当日計量運用規定」に従う。

- 6 ボクサーが計量もしくは再計量に遅刻しまたは出頭しない場合、当該ボクサーは失格とし、計量を受けることができない。
- 7 ボクサーのマネージャーまたはその代理人が定刻までに出頭しない場合、当該ボクサーはマネージャーによる立会いを受ける権利を放棄したものとみなし、JBCは立会人なしで当該ボクサーの計量をおこなうことができる。

第104条（予備計量）

JBCは、ボクサーからの申出がある場合、事務局職員立会いのもとに予備計量を許可することができる。

第105条（オーバーウエイト・ウエイト不足）

- 1 ボクサーが計量に合格するためには、計量の結果、そのウエイトが契約書に記載されているウエイトと合致しなければならない。
- 2 第102条3項に定める計量（公式計量）において、ボクサーの体重が契約体重の3%以上超過した場合、当該ボクサーは計量失格となり試合に出場することはできない（試合中止）ものとする。
- 3 公式計量において、双方または一方のボクサーの体重が契約体重の3%未満超過し、もしくは不足した場合（ウエイト不足）、当該ボクサーに対して公式計量後2時間の猶予を与え、この間に何回でも計量することができる。
- 4 前項の規定により猶予を与えられたボクサーが前項の時間内に計量に合格することができなかつた場合、当該ボクサーは計量失格となる。ただし、計量失格となったボクサーの試合出場の可否、ペナルティー及び処分に関する内容は、別途定める「オーバーウエイトに関する規定」に基づき決定される。
- 5 一方のボクサーが計量に合格したにもかかわらず、相手ボクサーが計量に出頭しないか、もしくは計量失格となった場合、原則として、プロモーターは計量に合格したボクサーに対して契約代金を払わなければならない。

第106条（試合出場許可）

JBCは、コミッションドクターによる健康診断および計量に合格したボクサーに対し、試合出場許可証を発行する。

第6章 競技

第1節 スポーツマンシップ

第107条（スポーツマンシップ）

- 1 ボクシングは技術を根幹とするスポーツであり、すべてのボクシングの試合は暴力性を追求するものであってはならない。
- 2 すべてのボクサーは、スポーツマンシップをもって試合に臨まなければならない。

第2節 試合の運営

第1款 レフェリー

第108条（レフェリーの義務）

- 1 レフェリーは公式試合における唯一の裁定者であり、試合が本ルールを遵守して公平に実施されていることを厳格に観察しなければならない。
- 2 レフェリーは試合の全過程について試合に対する統制を維持しなければならない。
- 3 レフェリーはボクサーの安全管理がその任務にとって不可欠であることを自覚し、ダメージを負ったボクサーが相手方から不当かつ不必要な加撃を受けないよう保護しなければならない。
- 4 レフェリーは原則として当該試合において、同時にジャッジの資格を兼ねることはできない。
- 5 レフェリーはJBCの代理人または従業員もしくは被傭者として試合に臨むのではなく、ライセンス所持者としての独立の立場を維持する。第45条第4項に定めるところに従ってレフェリーを務めるJBC事務局員についても同様とする。

第109条（レフェリーの服装）

レフェリーは、リングに上がるときは、観客に不快感を与えない軽快な服装をし、およびボクシングシューズ（踵のないもの）を履き、メガネ、指輪、時計、その他一切の金属類を身に付けてはならない。

第2款 試合の準備および開始

第110条（試合の開始前準備）

レフェリーは試合の開始に先立って次のことをしなければならない。

- ① リングの照明が第85条第1項第8号の規定に従って適切に整備されていることを確認すること。
- ② すべての試合役員が別図表示の通り正しい配置についていることを確認すること。
- ③ 対戦する両ボクサーの服装、ノーファウルカップ、バンデージ等に本ルール違反のないことを確認すること。

第111条（試合の開始）

- 1 レフェリーは試合の開始に先立ち、両ボクサーおよびセコンドが第5章第4節ないし第8節の規定を遵守しているか確認し、検査しなければならない。
- 2 レフェリーは、第119条第1項第1号によりアナウンサーがボクサーを紹介した後、対戦する双方のボクサーおよびチーフセコンドをリング中央に呼び、試合が本ルールに従っておこなわれることを通告し、特に注意すべき反則事項等を簡潔、明確に警告する。
- 3 レフェリーは、前項に定める手続を終えた後、両ボクサーおよびチーフセコンドをそれぞれのコーナーに戻し、ボクサー以外の者がリングにいなくなったことを確認したうえでタイムキーパーにゴングを打つ仕草を示すなど相当なる方法で試合の開始を合図するものとする。
- 4 タイムキーパーは、前項の規定によってレフェリーから試合開始の合図を受けたときは、ゴングを鳴らすものとし、これにより試合が開始される。

第3款 試合ルールの適用

第112条（レフェリーの権限）

- 1 レフェリーは本ルールの他の規定に定めるほか、次の各号に定める権限を有する。
 - ① 試合内容が一方向的で勝敗が明らかであると認めた場合には、いかなる段階でもレフェリーは試合を中止して勝敗を決めることができる。
 - ② ボクサーが以下に該当する場合、レフェリーは一方もしくは双方のボクサーをカウントアウトもしくは失格とすることができる。
 - ㊦ 試合開始のゴング（ラウンドの開始のゴングを含む）が鳴っても、一方もしくは双方のボクサーがコーナーから立ち上がらず、もしくはコーナーから立ち上がっても試合をすることを拒否した場合。
 - ㊧ ボクサーが加撃されていないにもかかわらずダウンし、直ちに自力で起き上がらなかった場合。
 - ㊨ 故意であると否とを問わず、ボクサーが反則行為をおこなった場合。

- ㊦ レフェリーの命令に従わない場合その他本ルールに違反した場合。
 - ③ セCONDが本ルールに違反した場合、レフェリーは当該セCONDを失格とすることができ、セCONDによる本ルール違反行為について特に悪質な事情が認められる場合には、当該セCONDのボクサーも同時に失格とすることができる。
 - ④ レフェリーはリング上を占拠して試合の進行を妨害するボクサー、セCONDその他の者に対して退去を命じることができる。
- 2 レフェリーは自ら判定もしくは確認できない事態が生じたときは、ジャッジの意見を聞くことができる。

第113条（レフェリーの処置）

- 1 レフェリーは、試合中、常に両ボクサーを注視して試合を観察しなければならない。レフェリーは試合中、両ボクサーの間を横切って反対側に移動してはならない。
- 2 レフェリーは試合中、次の6つの用語を用い、明瞭かつ試合関係者および観客に聞こえるような声量で発声する。
- ㊦ 「ストップ」 試合の中止を命じるとき。
 - ㊧ 「ボックス」 試合の開始、続行、促進を告げるとき。
 - ㊨ 「ブレイクアウェイ」（単に「ブレイク」でもよい） クリンチ等、両選手が身体を密着させ硬直状態に至った場合に、その状態を解くとき。
 - ㊩ 「ダウン」 ノックダウンを告げるとき。
この場合片手を頭上にまっすぐ伸ばして宣告するものとする。
 - ㊪ 「スリップ」 スリップダウンを告げるとき。
 - ㊫ 「タイムアウト」 試合を中断し、タイムの停止を必要とするとき。
この場合は必ずタイムキーパーに合図をするものとする。
- 3 レフェリーはラウンド中、ボクサーの身体に触れてはならない。ただし、クリンチやホールドなどを解きほどく場合に限り身体に触れることができるが、その場合には、特に一方のボクサーを強く押すことなどのないよう公平にしなければならない。
- 4 レフェリーはラウンドとラウンドの間に、両ボクサーに対して次のラウンドが何ラウンド目であるかを通知し、かつ選手の安全管理等に注視しなければならない。
- 5 レフェリーは原則として、各ラウンドが終了した後に各ジャッジのスコアカードを集めて、これをスーパーバイザーに渡さなければならない。判定の結果は、JBCがレフェリーに指示するものとする。

第114条（ノックダウン）

- 1 ボクサーが次の各号の状態にある場合は、ノックダウンとみなす。
- ① 相手ボクサーの有効打により足の裏以外の身体の部分がリングの床に触れているとき。

- ② ダメージを受けロープに凭れた状態となり、もしロープがなければダウンしていたと認められるとき。
 - ③ 相手ボクサーの有効打により身体の全部あるいは半分以上がロープの外側に出たとき。
- 2 レフェリーは試合中にノックダウンを認めた場合、次の各号に定める処置をとらなければならない。
- ① 試合中ノックダウンがあった場合に、ダウンしたボクサーの対戦相手のボクサーを2つのニュートラルコーナーのうちダウンしたボクサーから遠い方を指示して退かせ、タイムキーパーのカウントに合わせて、ダウンしたボクサーにわかるように、指で秒間を示しながら、1秒毎に大きな声でカウントする。
 - ② ダウンしたボクサーの対戦相手のボクサーが、レフェリーの指示に従わずニュートラルコーナーへ退かない場合、カウントを中止することができる。
 - ③ 第1号に定めるところによりカウント10を数え終わったときは、ノックアウトによって試合が終わったことを表示する。
 - ④ ダウンしたボクサーが、カウント10に達する前に立ち上がった場合でも、その直後に新たな加撃を受けていないにもかかわらず再びダウンした場合は、残りのカウントを再び続ける。
 - ⑤ ボクサーがダウンした場合、必ず8までカウント（ノースタンディングエイトカウント）する。
 - ⑥ 双方のボクサーが同時にダウンした場合、その一方がダウンしている間はカウントを続ける。この場合において、双方のボクサーがカウント10までに立ち上がらないときは、試合は引き分けとする。
 - ⑦ ボクサーが有効打によりリングの外に落ちた場合には、ダウンとみなし、ダウンをさせたボクサーを2つのニュートラルコーナーのうち、ダウンしたボクサーから遠い方を指示して退かせた上でカウントする。

第4款 反則

第115条（反則）

ボクサーが次の各号に定める行為をしたときは反則とし、これを禁止する。

- ① ベルトライン以下への攻撃（ローブロー）をおこなうこと。
- ② ダウン後、ダウン中、またはダウンから立ち上がりつつある相手に加撃すること。
- ③ 故意にホールドやクリンチをし、または執拗に身体を相手に密着させ、あるいはカバーリングアップを続けること。
- ④ 頭、肩、前膝、肘を相手に衝き当てる（バッティング）こと。
- ⑤ 咽喉を締めたり、腕または肘で相手の顔を押ししたり、足を掬ったり蹴ったり、膝で突き上げたり、あるいは抱きつき、抱え投げ、引つ

- 張り、引き倒したりする（レスリング）こと。
- ⑥ 開いたグローブの内側、先端、またはグローブの手首の部分でおこなう加撃、グローブ側面上部での下からの突き上げおよび側面下部での上からの叩き下ろし（チョップ）およびあらゆるバックハンドブローをおこなうこと。
 - ⑦ 身体を一回転させて打つ（ピボットブロー）こと、故意に腎臓の部分を背面から打つ（キドニーブロー）こと、および故意に後頭部を打つ（ラビットブロー）こと。
 - ⑧ グローブの親指の部分で相手の目を突く（サミング）こと。
 - ⑨パンチを受けていないものにもかかわらず故意にダウンすること。
 - ⑩ 互いに戦意を示さず、または双方あるいは一方による作り試合をおこなうこと。
 - ⑪ コーナーマットまたはロープに相手を押さえ付けることおよび一方の手で相手を押さえながら片方の手で加撃すること。
 - ⑫ 最終ラウンド開始前の握手に際して加撃すること。
 - ⑬ レフェリーが「ストップ」もしくは「ブレイクアウェイ」を命じた後に命じられたことを知りながら加撃すること。
 - ⑭ ラウンド終了を告げるゴングが鳴ってから加撃すること。ただし、ゴングが鳴ると同時になされた加撃は有効打とする。
 - ⑮ 試合中声を発すること、また相手ボクサーやレフェリーに対して侮辱的あるいは攻撃的言語を使うこと。
 - ⑯ ロープを握りまたはロープの反動を利用して加撃する等、相手ボクサーに傷害を及ぼすおそれのある行為。
 - ⑰ 相手のベルトライン以下に危険性のある頭突きを加えるダッキング。
 - ⑱ マウスピースを必要もないのに意図的に吐き出すこと。
 - ⑲ スポーツマンシップに反する行為をすること。

第116条（反則行為等に対する処分）

- 1 レフェリーは試合中、前条に定める反則行為（以下「反則行為」という）等に対し次の各号に定める措置をとらなければならない。
 - ① ボクサーが反則行為またはフェアプレイの精神に照らして不適切な行為をおこなった場合には試合を一時中断し、明確な合図もしくは身振りで反則を犯したボクサーに警告を与えること。ただし、反則の程度が軽微な場合にはできる限り試合を中断することなく、ラウンド間のインターバルの時間に警告を与えるものとする。
 - ② 第111条第1項第2号に定めるところにより、双方のボクサーを失格とした場合はノーコンテスト（無効試合）、一方のボクサーを失格とした場合は失格したボクサーを失格負けとして当該試合を終了させることができる。
- 2 反則行為をおこなったボクサーに対しては、反則の程度・回数を斟酌し、当該ラウンド中に1点から累積3点までの減点を科することができる。ボクサーが「ストップ」もしくは「ブレイクアウェイ」をレフ

ェリーから命ぜられ、または相手選手をダウンさせた後、そのことを認識しながらさらに加撃したボクサーには減点2を科すことができる。

- 3 レフェリーが減点を科す場合は、タイムアウトを取り、反則の内容とその減点数をジャッジおよびスーパーバイザーに通告しなければならない。
- 4 一方のボクサーに反則行為があり、相手方のボクサーが異議を申し立てた場合でも、レフェリーは反則を受けたボクサーに対して適当な休憩を与えたうえで、試合続行を命じることができる。ただし、この場合の休憩は5分を越えてはならない。
- 5 コミッションドクターは、レフェリーが前項の措置を講じるに際し、レフェリーおよびスーパーバイザーに対して医学的見地にもとづき意見を述べるることができる。
- 6 レフェリーが第4項に定める措置を講じた場合において、反則を受けたボクサーが休憩後、試合の再開に応じない場合には、試合を放棄したものとみなすことができる。

第117条（ボクサーの負傷）

- 1 試合中のボクサーが試合進行に影響のある負傷を被った場合には、レフェリーは試合を中断し、コミッションドクターをリング上に招いて負傷の程度について意見を聞き、次の区分に従い処置を講ずるものとする。
 - ① 当該負傷が相手方からの有効打によるものであり、試合の続行が不可能であると判断した場合は、負傷したボクサーはテクニカルノックアウトとする。
 - ② 当該負傷が偶然のバッティングもしくは偶然の反則打によるものであり、負傷の程度に照らして試合続行が不可能であると判断した場合には、試合を中止する。
- 2 レフェリーが前項第2号にもとづいて試合を中止した場合、次の各号に定める処置をとらなければならない。
 - ① 試合の前半（8回戦以上の試合にあっては4ラウンド終了より前まで、6回戦の試合にあっては3ラウンド終了より前まで、5回戦および4回戦の試合にあっては2ラウンド終了より前までをいう。以下同じ）の場合、引き分け（テクニカルドロー）とする。
 - ② 試合の後半（8回戦以上の試合にあっては4ラウンド終了以降、6回戦の試合にあっては3ラウンド終了以降、5回戦および4回戦の試合にあっては2ラウンド終了以降をいう。以下同じ）の場合、採点による判定とする。
 - ③ 偶然のバッティングもしくは偶然の反則打によりボクサーが負傷した後に試合が続行され、その負傷が正当な加撃によって悪化して試合続行が不可能となった場合、試合続行が不可能となった時点を基準として前2号に準ずる。
 - ④ ラウンドの終了は、ラウンドの終了を知らせるゴングが鳴った時を

基準とする。

- ⑤ 試合がラウンドの途中で中止された場合、中止されたラウンドも採点される。

第5款 セCOND

第118条（セCONDの遵守事項）

- 1 セCONDは、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - ① 次条第2項第2号に定めるところに従い、ラウンドが開始される10秒前に「セCONDアウト」の合図がなされたときは、速やかにリングからタオル、バケツ、ビンなどあらゆる妨害物を取り除き、リングから降りること。
 - ② ラウンド中は所定の場所（リングの下接地面）に着席し、リングマット・階段最上部・コーナーポスト等に手を触れず、また階段に登ってはならない。
 - ③ 原則として試合中はボクサーおよび応援者、観客に対して声援、合図等を行うことなく、静粛にしていること。
 - ③ ラウンド中にリング内に入らないこと。
 - ④ ラウンドの途中においてボクサーを棄権させる場合は、チーフセCONDがリングエプロンでウェイビングをおこなうことによりその意思を表示すること。この場合レフェリーがカウントしている途中にウェイビングがおこなわれた場合、ノックアウトとなり、チーフセCONDは、ウェイビングと同時に、リング内に立入ることができる。
 - ⑤ 選手に対して水を勢いよく吹きかけてはならない。
 - ⑥ 意図的な試合遅延行為をしてはならない。
 - ⑦ 相手ボクサーおよび試合役員に対して攻撃的、差別的もしくは侮辱的な発言をおこない、または故意に相手ボクサーおよび試合役員の身体へ接触をしてはならない。
 - ⑧ 試合中のボクサーの状態を冷静に観察し、健康管理上の対応を怠らないようにすること。
- 2 前項各号の事項に違反したセCONDは、レフェリーから注意または警告を受ける。
- 3 レフェリーは、セCONDが前項の注意または警告に従わない場合、当該セCONDに対し、コーナー（試合リング）からの退去を命じることができる。この場合、レフェリーは試合をタイムアウト（一時中断）し、スーパーバイザーにその旨を伝えるとともに、当該セCONDに対し退去の方向を腕で指し示すものとする。
- 4 JBCは前項の処置を命じられたセCONDに対し、ライセンスの停止等の処分をすることができる。
- 5 レフェリーは、セCONDが第1項各号に定める事項に違反し、かつ、当該違反行為について特に悪質な事情が認められる場合には、当該セCONDの補助を受けているボクサーに対し、減点または失格等の処分を

することができる。

第6款 タイムキーパー

第119条 (タイムキーパー)

- 1 ギョングはニュートラルコーナーに近いリング外の場所に固定して設けられるものとする。
- 2 タイムキーパーは次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - ① 各ラウンドの開始および終了をギョングによって知らせること。
 - ② 各ラウンドの開始10秒前に合図(ホイッスルを吹鳴する等)してセコンドの退去を合図すること。
 - ③ 各ラウンドの終了10秒前を合図(拍子木等)によりレフェリーに知らせること。
 - ④ ダウンが生じたときはレフェリーに聞こえるように大声でカウントを取るとともに、レフェリーが引き継いでカウントを始めたときは、腕を上下し、または指で示すことによりレフェリーにカウント数を告げること。
 - ⑤ ダウンのカウント中に3分間のラウンド終了時刻が経過した場合は、終了のギョングを鳴らさずに、レフェリーと共にカウントを続けること。この場合、ダウンしたボクサーが立ち上がり、レフェリーが規定のカウントを数えてボックスをかけ、試合続行を確認してから、終了のギョングを鳴らすこと。その後、1分間のインターバルに入ること。
 - ⑥ カウント終了の時刻をノックアウトタイムとすること。
 - ⑦ ノックアウト、テクニカルノックアウト、反則勝ち、テクニカルデシジョン等が生じたタイムを文書によってアナウンサーに知らせること。
 - ⑧ 試合中にレフェリーの事故その他一時的に試合を中止すべき緊急の事態が生じた場合には、レフェリーの指示がなくとも、スーパーバイザーの指示を受けて直ちに試合中断のギョングを鳴らし、試合時間を延長すること。

第7款 アナウンス

第120条 (アナウンサー)

- 1 アナウンサーは、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - ① 試合開始に先だって、試合のラウンド数(それがタイトルマッチであればその名称とラウンド数)および双方のボクサーの氏名、所属、ウエイトおよび試合役員の氏名を紹介すること。
 - ② 試合中、ダウンがスリップによって生じた場合には、これをアナウンスすること。
 - ③ 試合終了後、スーパーバイザーから伝達を受けて判定の結果および

タイムをアナウンスすること。

- 2 アナウンサーはJBCから許可されていない事項についてはアナウンスをしてはならない。

第3節 勝敗の決定

第121条（試合の勝敗）

- 1 試合の審判は、ノンスコアリングレフェリー1名およびジャッジ3名の計4名をもっておこなう。ただし、特別の事情があるときはスコアリングレフェリー1名およびジャッジ2名の計3名によっておこなうことができる。
- 2 各審判員は、勝敗の決定に対しては平等に1票を有する。
- 3 各審判員は、次条にもとづき試合が終了したときは、ラウンド毎の勝敗と第122条に定める採点結果を明らかにし、集計表に記載する。
- 4 集計の結果、ジャッジ3名のうち2票以上を獲得したボクサーを勝者とし、他を敗者とする。いずれのボクサーも集計の結果が2票に達しないときは、引き分けとする。
- 5 審判員の下した決定は最終のものとし、審判員が下したすべての試合に関する判定は、スコアカードの記載または集計に誤りがあった場合または審判員の採点が明らかに不公正であった場合を除き、JBC以外によって変更されることはない。

第122条（採点基準）

試合の採点は、次の各号の項目を基準としておこなわれる。

- ① クリーン（エフェクティブ）ヒット
正しいナックルパートによる的確かつ有効な加撃。有効であるかないかは、主として相手に与えた効果にもとづいて判定される。
- ② アグレッシブ
攻撃的であること。ただし、加撃を伴わない単なる乱暴な突進は攻撃とは認められない。
- ③ ディフェンス
巧みに相手の攻撃を無効ならしめるような防御。ただし、攻撃と結びつかない単なる防御のための防御は採点されない。
- ④ リングゼネラルシップ
戦術的に相手に優り、巧みな試合運びによって自らのペースにもっていくこと。

第123条（採点の方法）

- 1 採点は10点法による。その分類は、試合内容に従って、原則として次の5段階を基準とする。
 - ① 10対10 互角のとき
 - ② 10対9 一方が優勢であるとき

- ③ 10対8 相手をノックダウンまたはこれに近い状態にさせる等、一方が明らかに優勢であるとき
 - ④ 10対7 相手を2度ノックダウンさせたとき
 - ⑤ 10対6 相手を3度以上ノックダウンさせたとき、または前号よりも一方が圧倒的に優勢であるとき
3度のダウンが生じても、認められるダメージの如何によっては10対7とする場合もある
- 2 一方のボクサーが10点であり、他方のボクサーが5点もしくはそれ以下であると認められる場合は劣位にあるボクサーはテクニカルノックアウトとみなす。

第124条 (判定)

1 試合の判定は、次の各号に定める6種類とする。

① デシジョン (判定)

以下の①ないし⑥の場合をデシジョン (判定) によって勝敗が決したものとし、この場合リングアナウンサーが判定を読み上げ、勝者の名を告げる。

- ① 最終ラウンドの終了後、第120条に定める審判員の採点結果によって勝敗が決定したとき。
 - ② 第116条第2項第2号または第3号にもとづいて採点により勝敗が決定したとき。
 - ③ 試合の後半にボクサーに関係なくして予測できない事態が発生し、勝敗が判定により決定されたとき。
- ##### ② ドロー (引き分け)
- 以下の①ないし⑥の場合をドロー (引分け) とし、リングアナウンサーが判定を読み上げ、レフェリーが引分けであることを告げる。
- ① 審判員の採点が双方2票に達しないとき。
 - ② 試合の前半に起きた偶然のバッティングもしくは偶然の反則打により一方または双方のボクサーが負傷し、試合続行が不可能であるとき。
 - ③ 双方のボクサーが同時にダウンし、双方共にカウントアウトされたとき。
 - ④ 試合の後半に起きた偶然のバッティングもしくは偶然の反則打により一方または双方のボクサーが負傷し、試合続行が不可能となった場合において、採点により引き分けであると決定されたとき。
 - ⑤ 試合の前半にボクサーに関係なくして予測できない事態が発生し、これにもとづいて引き分けと決定されたとき。

③ ノックアウト (KO)

以下の①ないし③の場合をノックアウトにより勝敗が決したものとし、レフェリーは10カウントを数え上げ、試合終了を知らせる。3ノックダウンルールは採用しない。また、ボクサーはいかなるラウンドも、ゴングに救われることはない。

- ㊦ ダウンして10秒以内に試合を続行できないとき。
- ㊧ ラウンド開始後10秒を経過しても試合をしないとき。
- ㊨ 有効打によりリングから落ち、20秒以内にリング内に戻れないとき。
- ㊩ 有効打によるダウンについてレフェリーがカウントしている間にチーフセコンドがウェービングによって棄権の意思表示をしたとき。

④ テクニカルノックアウト（TKO）

以下の㊦ないし㊩の場合をテクニカルノックアウトにより勝敗が決したものとし、レフェリーはカウント途中や、ダウンがない段階でもこれ以上の試合続行が危険な場合として当該選手の安全をはかり試合終了を知らせる。

- ㊦ 有効打による負傷のため、これ以上試合続行は不相当とレフェリーが判断したとき。
- ㊧ 実力に格段の差があって一方のボクサーが甚だしくダメージを被って試合を停止したとき。
- ㊨ ラウンド進行中チーフセコンドが棄権の意思表示（ウェービング等）をし、またはラウンドとラウンドの間に棄権を申し出て、レフェリーがこれを認めたとき。
- ㊩ レフェリーが選手の安全管理のため試合を中断し、コミッションドクターが医学的見地から試合停止をレフェリーに進言し、レフェリーがその判断を受け入れて試合を停止したとき。
- ㊪ 反則を犯したボクサーが負傷し、レフェリーが試合を停止したとき。

⑤ 失格

レフェリーは第111条第1項第2号および第3号に定めるところに従い、失格と判定した場合はスーパーバイザーに対し、当該ボクサーを反則負けとする旨を伝え、試合終了を知らせる。

⑥ ノーコンテスト（無効試合）

以下の㊦ないし㊩の場合は、ノーコンテスト（無効試合）とし、リングアナウンサーはその旨を告げる。

- ㊦ 双方のボクサーが本ルールに違反し、レフェリーが双方のボクサーを失格としたとき。
- ㊧ 双方のボクサーが互いに戦意を示さずまたは作り試合をおこない、レフェリーが双方のボクサーを失格としたとき。
- ㊨ 審判の下した判断について本ルールの適用を著しく誤ったものであるとJBCが裁定したとき。
- ㊩ その他レフェリーがリングの異常を発見し、もしくは重大な天災地異により試合の続行が不可能であるとレフェリーが判断したとき。

- 2 タイムキーパーはレフェリーから試合終了の合図を受けたときはゴングを鳴らすものとし、これにより試合は終了する。

第125条（勝敗の告知）

- 1 レフェリーは勝敗を決定して試合を終了させたときは、リング中央に位置して勝者に向かって手を延べて勝者をリング中央に差し招き、その片手を持ち上げて勝者であることを表示する。
- 2 レフェリーは試合が引き分けである旨を決定して試合を終了させたときは両コーナーに向かって両手を延べ両ボクサーをリング中央に差し招き、両ボクサーの手を持ち上げて引き分けであることを表示する。

第4節 再試合の申請

第126条（再試合の申請）

- 1 ボクサーおよびマネージャーは、試合の判定に疑義がある場合には、選手権委員会に対し、再戦を申請することができる。
- 2 JBCは、前項の規定による再戦の申請について、選手権委員会が相当であると認めた場合には、再戦を許可する。

第5節 試合の放送許可等

第127条（試合の放送許可等）

- 1 日本国内でJBC管轄のもとにおこなわれるプロボクシングの試合（公式試合場におけるスパーリングおよび慈善試合を含む）を放映、放送、録画、撮影する個人または法人は、事前にJBCに対し、書面により許可の申請をするとともに、放送承認料を支払わなければならない。外国でおこなわれる日本選手の試合を日本国内で放送する場合もこれに準ずる。
- 2 放送承認料は、放送の内容、試合の価値を勘案して決定される。

第7章 契約

第1節 通則

第128条（基本原則）

- 1 プロボクシングに関わるすべての契約当事者は、締結された契約を信義に従い誠実に履行しなければならない。
- 2 本ルールおよび契約書に定めのない事項については事実たる慣習、慣例その他の法令に従って解釈される。
- 3 プロボクシングに関わるすべての契約は、JBCの公式契約書によって作成されることを原則とする。
- 4 あらゆる契約の当事者は、契約書のコピー1部をJBCに提出しなければならない。ただし、本ルールに別の定めがある場合はそれに従うものとする。

第2節 マネージメント契約

第129条（マネージメント契約の条件）

- 1 マネージメント契約は、マネージャーと契約ボクサー双方の利益を図るために締結されるものである。マネージャーと契約ボクサーとの関係は本ルールおよび当該契約書の定めることのほか民法の代理ないし委任の規定に従うものとする。
- 2 マネージャーは、ボクサーとの間にマネージメント契約を締結したときは、契約書を3通作成したうえで、そのうち1通をJBCに提出し、1通を契約ボクサーに交付し、他の1通を自ら保管しなければならない

い。

- 3 マネージャーと契約ボクサーとの間のマネージメント契約の期間は、3年間を超えてはならない。
- 4 契約期間を経過するまでに一方当事者から他方当事者に対し更新拒絶の意思表示が書面によりなされない場合、そのマネージメント契約は自動的に（従前の契約期間をもって）更新されたものとみなす。更新拒絶の意思表示は契約満了の2ヵ月前より可能となり、当該意思表示以降ボクサーは新たなマネージャーとの契約交渉をおこなうことができる。
- 5 マネージャーは、契約ボクサーに対するマネージメント契約上の権利または契約上の地位を他の者へ譲渡することができない。
- 6 マネージャーが、自らがマネージメント契約を締結している契約ボクサーについて他のマネージャーに対しマネージメントを委任する場合には、その代理権（復代理）を証する書面を作成しなければならない。
- 7 前項によるマネージメントの委任があった場合、委任されたマネージャーは、代理権を証する書面をJBCに提出しなければならない。

第130条（引き抜き行為の禁止）

- 1 マネージャーは、第128条4項の規定を除き、いかなる理由があつても、他のマネージャーとマネージメント契約を締結しているボクサーと契約交渉をしてはならない。
- 2 前項において違反行為があつた場合は、制裁規定に従つて処分される。

第131条（二重契約の禁止）

- 1 ボクサーは、契約した1人のマネージャー以外の他のマネージャーといかなる契約も締結してはならない。
- 2 マネージャーがライセンスの停止処分を受けた場合、契約ボクサーは、前項の規定にかかわらず、マネージャーのライセンス停止期間中に限り、他のマネージャーと契約し、またはライセンス停止中のマネージャーの書面による承諾を得て新しいマネージャーと契約することができる。

第132条（マネージャーの責務）

マネージャーは、マネージメント契約を締結した契約ボクサーの利益を守るため、次の各号に定める責任を負う。

- ① 契約ボクサーに適切なトレーニング施設を用意すること。
- ② 契約ボクサーのトレーニングを監督すること。
- ③ 契約ボクサーの健康を管理すること。
- ④ 契約ボクサーの収入を確保するために、相当数の試合に出場させること。

- ⑤ 契約ボクサーが試合に出場するときおよび試合報酬を受け取る時は、これに立会うこと。
- ⑥ 契約ボクサーが負傷または疾病の場合には、試合日の前々日までにプロモーターおよびJBCに対して報告すること。
- ⑦ 契約ボクサーに本ルールその他JBCの定める諸規則および日本の法令を遵守させ、その監督をすること。

第133条 (マネージメント料等)

- 1 マネージャーは、ボクサーとの契約により、試合報酬の一部をマネージメント料として取得することができる。ただし、マネージャーの取得するマネージメント料は、試合報酬の33.3パーセントを超えてはならない。
- 2 前項の試合報酬には、ボクサーが試合以外の活動により得た報酬は含まれない。
- 3 マネージャーは、ボクサーとの間の特約により、第1項に定めるマネージメント料以外の報酬を受けることができる。ただし、マネージャーは、当該特約について事前にボクサーとの間で書面を作成した上、その写しをJBCに届け出なければならない。

第134条 (ボクサーの海外遠征)

マネージャー以外の者が契約ボクサーの海外遠征試合に同行する場合、その者はJBCによって承認されたマネージャーの委任状を持参しなければならない。

第3節 プロモーターとの契約

第135条 (試合のプロモーション)

- 1 プロモーターは、試合をプロモートするためには、JBCに対し、試合日の30日前までに、試合に出場するボクサーおよびマネージャーの署名のある試合契約書、試合承認書、試合組合せその他JBCが別途定める必要書類を添付した上で、公式申請書を提出し、その許可を得なければならない。
- 2 プロモーターは、前項の許可を得ないで、試合の発表または宣伝、入場券の発売などをしてはならない。

第136条 (試合契約)

- 1 試合出場契約はマネージャーを代理人としてボクサーとプロモーターとの間に締結される。
- 2 プロモーターはボクサーとの間に試合出場契約を締結したときは、契約書を3通作成したうえで、そのうち1通をJBCに提出し、1通をボクサーに交付し、他の1通を自ら保管しなければならない。

第137条（試合出場ボクサーの健康維持義務）

- 1 試合に出場する契約をしたボクサー（以下「試合出場ボクサー」という）は、最良の健康状態を保つようトレーニングする義務を負い、JBCによる指示がある場合には、いつでも計量と身体検査を受けなければならない。
- 2 試合出場ボクサーは、プロモーターとの間に試合出場契約を締結してから契約した試合に出場するまでの間、他の試合をしてはならない。ただし、JBCおよび当該関係者の承諾書がある場合は、この限りではない。

第138条（試合）

- 1 プロモーターは、JBCに対し、JBCの定めるところに従い、試合のために必要な試合承認料および試合役員費、およびJBCが定める費用をJBCの指定する期日までに支払わなければならない。
- 2 プロモーターが前項の義務を怠った場合、試合許可は保留または取り消される。

第4節 契約に関する紛争の解決

第139条（調停委員会）

- 1 本章の契約の成立、効力、解釈又は履行等に関する民事上の紛争（以下「本事件」と称する。）について、紛争の解決を求めようとする者は、
まずJBCの調停委員会（以下「調停委員会」という）に調停の申立
をしなければならない。
- 2 調停委員会の構成、手続、手数料その他事項は、別途定める調停・仲裁
委員会規定による。

第140条（仲裁委員会）

- 1 本事件につき調停委員会による調停が整わない場合、本事件は、東京
を
仲裁地として、JBCの仲裁委員会（以下「仲裁委員会」という）に
よる仲裁により、最終的に解決されるものとする。
- 2 前項又はその他本ルールが本章の各契約に引用された場合、仲裁法上
の
仲裁合意が書面によりなされたものとする。
- 3 仲裁委員会の構成、手続、手数料その他事項は、仲裁法の他、別途定
め
る調停・仲裁委員会規定によるものとする。
- 4 本事件の当事者が、前条第1項にもかかわらず、調停委員会への調停の

申立をすることなく仲裁委員会への仲裁を申し立てた場合、仲裁委員
会
は職権で本事件を調停委員会の調停に付さなければならない。

女子ルール

女子プロフェッショナル・ボクシングの試合ルールに関しては、以下に規定す

る他は、原則としてJBCルールを適用する。

第1条（担当トレーナー）

女子ボクサーを有するクラブは、1名以上の専門知識を有する女子ボクシング担当トレーナーを置かなければならない。

第2条（更衣室の設置）

女子ボクシングを含む興行のプロモーターは、女子専用の更衣室とシャワー室を用意しなければならない。

第3条（女子ボクサーと男子ボクサーの公式試合の禁止）

- 1 女子ボクサーと男子ボクサーの公式試合は禁止する。
- 2 女子ボクサーと男子ボクサーの公式試合場におけるスパーリングは、
J
BCによる特別の許可のない限り、これを禁止する。

第4条（タイトルマッチ）

タイトルマッチとは、チャンピオンとタイトル挑戦者が双方ともに正規ウエイトで対戦し、かつ、JBCが承認した6回戦以上の試合をいう。

第5条（チャンピオン）

アトム、ミニマム、ライト・フライ、フライ、スーパー・フライ、バンタム、スーパー・バンタム、フェザー、スーパー・フェザー、ライト、スーパー・ライト、ウエルター、スーパー・ウエルター、ミドル、スーパー・ミドル、ライト・ヘビー、ヘビーのクラスにそれぞれ1人のチャンピオンを置く。

第6条（階級とウエイト）

第5条に定める階級のウエイトのリミットは、次の各号のとおりとする。

- ① アトム級
102ポンド（46.26キロ）以下
- ② ミニマム級
102ポンド超え105ポンド（47.62キロ）まで
- ③ ライト・フライ級
105ポンド超え108ポンド（48.97キロ）まで
- ④ フライ級
108ポンド超え112ポンド（50.80キロ）まで
- ⑤ スーパー・フライ級

- 1 1 2ポンド超え1 1 5ポンド (5 2. 1 6キロ) まで
- ⑥ バンタム級
- 1 1 5ポンド超え1 1 8ポンド (5 3. 5 2キロ) まで
- ⑦ スーパー・バンタム級
- 1 1 8ポンド超え1 2 2ポンド (5 5. 3 4キロ) まで
- ⑧ フェザー級
- 1 2 2ポンド超え1 2 6ポンド (5 7. 1 5キロ) まで
- ⑨ スーパー・フェザー級
- 1 2 6ポンド超え1 3 0ポンド (5 8. 9 7キロ) まで
- ⑩ ライト級
- 1 3 0ポンド超え1 3 5ポンド (6 1. 2 3キロ) まで
- ⑪ スーパー・ライト級
- 1 3 5ポンド超え1 4 0ポンド (6 3. 5 0キロ) まで
- ⑫ ウェルター級
- 1 4 0ポンド超え1 4 7ポンド (6 6. 6 8キロ) まで
- ⑬ スーパー・ウェルター級
- 1 4 7ポンド超え1 5 4ポンド (6 9. 8 5キロ) まで
- ⑭ ミドル級
- 1 5 4ポンド超え1 6 0ポンド (7 2. 5 7キロ) まで
- ⑮ スーパー・ミドル級
- 1 6 0ポンド超え1 6 8ポンド (7 6. 2 0キロ) まで
- ⑯ ライト・ヘビー級
- 1 6 8ポンド超え1 7 5ポンド(7 9. 3 8キロ) まで
- ⑰ ヘビー級
- 1 7 5ポンド超え無制限

第7条 (グローブの重量)

試合に用いるグローブの重量は、次のとおりとする。

- ① アトム級からフェザー級まで・・・8オンス (2 2 7グラム)
- ② スーパー・フェザー級以上・・・10オンス (2 8 3. 5グラム)

第8条 (服装)

女子ボクサーは、服装に関して、次の各号に定める事項を守らなければならない。

- 1 トランクスは、股下の長さ15センチ以上のものであって、原則として赤もしくは白系と、青もしくは黒系等、反対色の2種類のトランクスを用意し、インスペクターの指示により、そのいずれかを着用しなければならない。JBCは、モラルに反するトランクスの着用を認めないことがある。
- 2 上着は袖のないもので、サイズの合ったものを着用し、ベルトラインを識別できるようにしなければならない。JBCは、モラルに反する上

着の着用を認めないことがある。

- 3 自己の責任において安全と認めたチェストガードとアブドメンガード（またはノーファウルカップ）を着用しなければならない。

第9条（計量）

女子ボクサーの計量は、試合着など計量に適した服装で行わなければならない。

第10条（試合ラウンド）

1 ラウンドは2分間とし、各ラウンドの間に1分間のインターバルを置く。

第11条（ラウンド数）

- 1 公式試合のラウンド数は、4回戦、6回戦、8回戦、10回戦の4種類とする。ただし、例外として5回戦を認める場合がある。
- 2 日本タイトルマッチは、6回戦とする。
- 3 世界タイトルマッチは、10回戦とする。
- 4 ノンタイトルマッチは、原則として8回戦を越えてはならない。

第12条（妊娠反応検査）

- 1 試合に出場する女子ボクサー（来日外国人ボクサーも含む）は、試合日
の14日前以内に妊娠反応検査を行い、その検査結果の申告書を試合前
日までにJBCに提出しなければならない。
- 2 プロテストを受験する者は、プロテスト日の4週間前以内に妊娠反応
検査を行い、その検査結果の申告書をプロテスト前日までにJBCに提出
しなければならない。

第13条（欠格事由）

次の各号に該当する女子ボクサーは、試合に出場することができない。

- 1 試合進行の妨げとなるおそれのある負傷・長髪・過度の化粧およびその
他観客に不快の念を与える風体の者。
- 2 試合日から14日前以内の妊娠反応検査において陽性であった者。
- 3 出産後（帝王切開手術によるものを含む）、流産後1年以内の者、授乳
中の者。

第14条（頭髪）

- 1 頭髪が相手ボクサーの視界または動きを妨げるばあいは、柔らかく皮膚を傷つけない素材の器具で固定し、頭髪が相手ボクサーに当たらないようにしなければならない。
- 2 頭髪を固定する器具として、金属またはプラスチック素材のピンなどを使用してはならない。